

第 8 回代議員会会議資料

2020 年 7 月 20 日（月）

午後 7 時 00 分 ～

鹿児島商工会議所ビル 4階 アイムホール

（鹿児島市東千石町 1-38）

鹿児島県病院企業年金基金

【基金HP ID: usrkkikin PW: bikkn2288】

第 8 回 代議員会次第

1 開 会

2 理事長 挨拶

3 議 題

(議決事項)

議案第1号 2020年3月期事業報告について

議案第2号 2020年3月期年金経理、業務経理の決算及び定例監査報告について

(報告事項)

報告第1号 第2期代議員選挙結果について

報告第2号 理事長専決処分について

報告第3号 業務概況の周知について

報告第4号 年金資産運用状況について

報告第5号 運用の基本方針の変更について

報告第6号 公認会計士等とのAUPの実施に係る契約締結について

報告第7号 業務経理の余裕金の運用について

報告第8号 民法改正に伴う基金規約への影響について

4 そ の 他

5 閉 会

代議員会の議決事項は、確定給付企業年金法第19条第1項で議決が必要な事項は、① **規約の変更**、② 毎事業年度の**予算**、③ 毎事業年度の**事業報告及び決算**、④ その他規約で定める事項、と定められています。

今回の決算代議員会では、「毎事業年度の実業報告及び決算」が必ず必要で、該当があれば、「規約の変更」及び「その他規約で定める事項」も議決することとなります。

対象基金	✓全基金
概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓基金は毎事業年度終了後4か月以内に、確定給付企業年金の実業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものとされています。(法第100条) ✓確定給付企業年金の実業及び決算に関する報告書は、決算に関する報告書及び事業報告書に区分して作成し、地方厚生局長等に提出するものとされています。(則第117条) ✓当該報告書を地方厚生局長等に提出する場合には、当該報告書に監事の意見を付けて代議員会に提出し、その議決を得なければならないものとされています。(則第117条)
議決する内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓財政検証の結果について説明が必要です。 ✓決算に関する報告書及び事業報告書について承認の議決を経る必要があります。
基金内手続き	✓出席した代議員の過半数の議決が必要です。
行政手続き	<ul style="list-style-type: none"> ✓毎事業年度終了後4か月以内(=3月末決算であれば7月末まで)に地方厚生(支)局への提出が必要です。 <li style="padding-left: 20px;"><厚生局への提出書類> <li style="padding-left: 40px;">・ 鑑文 <li style="padding-left: 40px;">・ 年金数理に関する確認 <li style="padding-left: 40px;">・ 企業年金基金事業報告書 <li style="padding-left: 40px;">・ 決算に関する報告書 <li style="padding-left: 40px;">・ 監事意見書 <li style="padding-left: 40px;">・ 代議員会会議録

財政検証

確定給付企業年金では、決算時に以下の財政検証を実施します。
財政検証の結果について代議員会で説明してください。

ア. 継続基準の財政検証

- ・ 継続基準の財政検証とは、年金制度が今後も継続していくという前提で、責任準備金の額に対して、積立金を十分に保有しているかどうかを検証するものです。
- ・ 十分でない判定された場合は、掛金の見直し(再計算)を行なわなければなりません。

イ. 非継続基準の財政検証

- ・ 非継続基準の財政検証とは、加入者や受給者等の受給権が確保されているかどうかを検証するために、年金制度を終了した場合にすでに発生していると思われる債務(最低積立基準額)に対して、積立金を十分に保有しているかどうかを検証するものです。
- ・ 十分でない判定された場合は、追加の掛金(特例掛金)設定を行なう必要があります。

ウ. 積立超過の財政検証

- ・ 積立超過の財政検証とは、積立金の額が積立上限額を超過していないかどうかを検証するものです。
- ・ 積立上限額を超過している場合には、掛金の一部控除又は一定期間の拠出停止が必要となります。

(議決事項)

議案第1号 2020年3月期事業報告について

様式C6-1

令和2年7月30日

企業年金基金事業報告書

(決算日 令和2年3月31日)

基金番号 九基第016341号

鹿児島県病院企業年金基金

1. 適用状況

実施事業所数及び加入者数

(単位:人)

実施事業所数	76
--------	----

加入者数	10,735 (10,756)
------	--------------------

※ ()内は前年度末現在の加入者数

2. 給付状況

件数及び金額

		件数	金額(円)
老齢給付	年金	2,354	59,545,447
	一時金	132	51,624,500
脱退一時金		643	109,341,600
障害給付	年金	—	—
	一時金	—	—
遺族給付	年金	—	—
	一時金	12	3,157,400

※年金は3月末の受給者数及び3月末の年金額合計。一時金は累計件数及び金額。

3. 掛金拠出状況

(単位:円、%)

		納付決定額①	納付済額	不納欠損額	未納額②	②/①
企業 年金 分担 外型	標準掛金	478,234,036	478,234,036	0	0	0%
	特別掛金	34,159,574	34,159,574	0	0	0%
	リスク対応掛金	—	—	—	—	—
リスク分担型企業年金掛金		—	—	—	—	—
特例掛金		—	—	—	—	—
事務費掛金		102,478,722	102,478,722	0	0	0%
(再掲)加入者負担分		0	0	0	0	—

実施事業所・加入者数に大きな変動はありません。給付状況の老齢給付金(年金)は、2020年3月末現在の受給者の年金額を記載していますが、期中累計では基金独自給付等もあり169,106,233円の給付実績でした。一時金は累計支払額を記載しています。

掛金拠出状況について、不納欠損額はありません。

4. 年金通算状況

(1) 他制度からの資産の受換

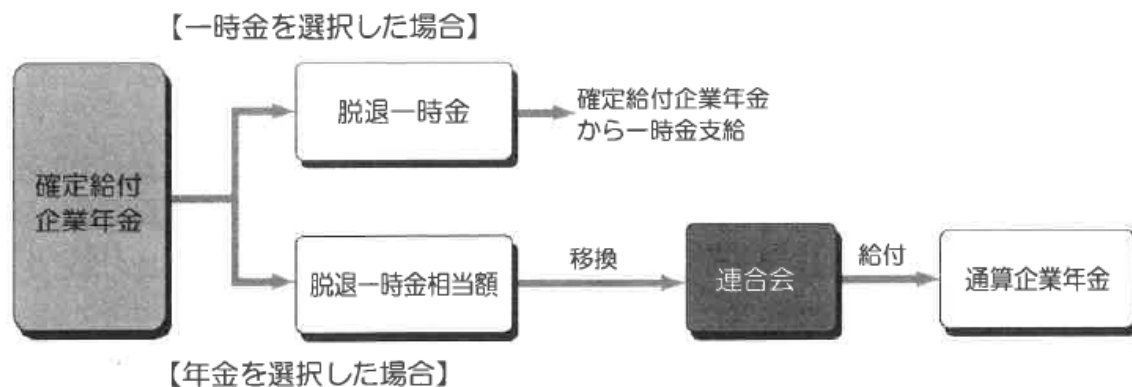
	移換元	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	—
	確定給付企業年金	—
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金	—
	確定給付企業年金	—
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	—
残余財産	厚生年金基金	—
個人別管理資産	企業型確定拠出年金	—
	個人型確定拠出年金	—
解約手当金相当額	中小企業退職金共済	—

(2) 他制度への資産の移換

	移換先	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	0
	確定給付企業年金	0
	企業年金連合会	18
	企業型確定拠出年金	1
	個人型確定拠出年金	4
権利義務移転 (老齢給付)	厚生年金基金	0
	確定給付企業年金	0
積立金	企業型確定拠出年金	0
	中小企業退職金共済	0

他制度から受け入れた脱退一時金相当額等はありません。

一方で、他制度への資産移換については、企業年金連合会の通算企業年金に脱退一時金相当額を移換する申出が 18 件、iDeCo(イデコ)と呼ばれる(個人型)確定拠出年金への移換申出が 4 件、企業型確定拠出年金への移換申出が 1 件の実績でした。前頁の一時金給付件数 775 件に対しては約 3%の割合となっています。



5. 資産運用状況

(1) 政策的資産構成割合等

(単位:%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	合計
構成割合	12.0%	9.0%	13.0%	14.0%	10.0%	2.0%	40.0%	100.0%

※ 小数点第2位を四捨五入とし、設定しない場合は「-」を記入すること。

期待収益率	リスク	予定利率	調整率
3.24%	7.17%	2.00%	-

※ 小数点第3位を四捨五入。

未策定の場合は右欄に○印を付すこと。		資産運用委員会の設置	(有)	無
--------------------	--	------------	-----	---

策定日: 令和2年1月28日(改定)

(2) 全体資産

① 資産別残高及び資産構成割合

(単位:百万円、%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	資産合計
時価総額	316	562	1,198	513	663	202	2,626	6,080
構成割合	5.2%	9.2%	19.7%	8.4%	10.9%	3.3%	43.2%	100.0%

(備考)

その他資産の内訳

	ヘッジファンド	不動産	プライベート・エクイティ	コモディティ(商品)	その他	合計
時価総額	1,985	75	0	0	566	2,626

区分表

種類	内容
ヘッジファンド	ファンド・オブ・ヘッジファンズ、株式マーケットニュートラル、株式ロング・ショート、債券アービトラージ、CBアービトラージ、グローバルマクロ、イベントドリブン、マルチストラテジー、その他のヘッジファンド
不動産	国内不動産私募ファンド、海外不動産私募ファンド、国内REIT、米国REIT、グローバルREIT(米国以外の単一国REITを含む。)、その他の不動産
プライベート・エクイティ	ベンチャー・キャピタル、バイアウト、ディストレスト、その他のプライベート・エクイティ
コモディティ(商品)	商品ファンド、その他のコモディティ
その他	ハイールド債、CLO、CDO、インフラストラクチャー、保険リンク証券、マネージドフューチャーズ、その他のオルタナティブ、その他の投資商品

※ 構成割合は、小数点第2位を四捨五入。

② 運用機関別資産残高等

(単位:百万円)

	資産合計		資産合計		資産合計
信託銀行	5,172	生命保険	909	金融商品取引業者	
内訳	三菱UFJ信託銀行	3,996	内訳 第一生命保険		
	三井住友信託銀行	462			
	みずほ信託銀行	622			
	りそな銀行	92			
	資産合計		資産合計		資産合計
農業協同組合連合会		自家運用		共同運用事業	

総幹事会社名	三菱UFJ信託銀行株式会社
運用コンサルタント会社名	

(単位:百万円、%)

区分		時価総額	構成割合
バランス型運用 計		1,383	22.7%
内訳	三菱UFJ信託銀行	1,383	22.7%
国内債券パッシブ 計		—	—
国内債券その他計		61	1.0%
内訳	第一生命保険	61	1.0%
国内株式パッシブ 計		—	—
国内株式その他 計		368	6.1%
内訳	三菱UFJ信託銀行	327	5.4%
	りそな銀行	41	0.7%
外国債券パッシブ 計		135	2.2%
内訳	第一生命保険	135	2.2%
外国債券その他 計		508	8.3%
内訳	三菱UFJ信託銀行	508	8.3%
外国株式パッシブ 計		50	0.8%
内訳	第一生命保険	50	0.8%
外国株式その他 計		287	4.7%
内訳	三菱UFJ信託銀行	287	4.7%
一般勘定 計		663	10.9%
内訳	第一生命保険	663	10.9%
その他		2,626	43.2%
内訳	三菱UFJ信託銀行	1,492	24.5%
	三井住友信託銀行	462	7.6%
	みずほ信託銀行	622	10.2%
	りそな銀行	51	0.8%
資産合計		6,080	100.0%

※ 自家運用及び共同運用事業に係る資産は含めない。

2020年3月末現在の年金資産残高は約60億円となっています。

政策アセットミックスは、伝統資産(内外の債券・株式)が50%、生命保険会社の一般勘定が10%、いわゆるオルタナティブ(伝統資産に属さない又は運用手法が異なるファンド)が40%という内訳となっています。事業報告書上は厚労省の区分表に従う必要があるため、政策アセットミックスとの乖離が生じています。

運用機関別資産残高は、信託銀行が4社で85%、生命保険会社が1社で15%となっています。魅力があると思われるファンドを選んだ結果なので、今後の各運用機関の資産残高が固定される訳ではありません。

自家運用及び共同運用事業は実施しておりません。

当該事業報告は決算報告及び監査報告と共に九州厚生局長宛て届出を行います。

議案第2号 2020年3月期年金経理、業務経理の決算及び定例監査報告について

年金経理

貸借対照表

【金額単位：円】

(年金経理)

(令和 2年 3月 31日現在)

資産勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
		(84,864,390)	(170,736,612)	(-85,872,222)
流動資産	現金・預貯金	42,394,050	575,970	41,818,080
	未収掛金	42,470,340	83,986,320	-41,515,980
	未収受換金等	0	86,174,322	-86,174,322
		(6,080,401,306)	(6,071,437,171)	(8,964,135)
固定資産	信託資産	5,171,458,619	5,171,523,054	-64,435
	保険資産	908,942,687	899,914,117	9,028,570
		(317,035,750)	(3,081,137,253)	(-2,764,101,503)
基本金	当年度不足金	317,035,750	3,081,137,253	-2,764,101,503
	総合計	6,482,301,446	9,323,311,036	-2,841,009,590

負債勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
		(54,962,642)	(59,672,979)	(-4,710,337)
支払備金	未払給付費	54,726,742	59,577,379	-4,850,637
	未払移換金	235,900	95,600	140,300
		(3,438,752,000)	(3,193,914,000)	(244,838,000)
責任準備金	責任準備金	3,438,752,000	3,193,914,000	244,838,000
		(2,988,586,804)	(6,069,724,057)	(-3,081,137,253)
基本金	別途積立金	2,988,586,804	6,069,724,057	-3,081,137,253
	当年度剰余金		0	0
	総合計	6,482,301,446	9,323,311,036	-2,841,009,590
	財政悪化リスク相当額	0	0	0
	リスク充足額	2,671,551,054	2,988,586,804	-317,035,750
	数理債務	4,159,948,000	3,931,696,000	228,252,000
	未償却過去勤務債務残高等	721,196,000	737,782,000	-16,586,000

損益計算書

【金額単位：円】

自平成31年4月1日

至令和2年3月31日

(年金経理)

費用勘定				
科目		当年度	前年度 (17か月)	増減
大分類	中分類			
		(332,124,296)	(519,238,067)	(-187,113,771)
給付費	老齢給付金	217,117,596	399,177,967	-182,060,371
	脱退一時金	111,849,300	115,035,300	-3,186,000
	遺族給付金	3,157,400	5,024,800	-1,867,400
移換金	移換金	(3,239,500)	(10,978,617)	(-7,739,117)
運用報酬等	運用報酬等	31,310,678	45,783,267	-14,472,589
業務委託費等	業務委託費等	43,409,317	40,988,553	2,420,764
運用損失	信託資産に係る当期運用損失	(187,919,714)	(14,511,372)	(173,408,342)
特別支出	特別支出	(0)	(812,970)	(-812,970)
責任準備金増加額	責任準備金増加額	244,838,000	3,193,914,000	-2,949,076,000
総合計		842,841,505	3,826,226,846	-2,983,385,341

収益勘定				
科目		当年度	前年度 (17か月)	増減
大分類	中分類			
掛金等収入	掛金等収入	512,635,710	720,399,598	-207,763,888
運用収益	保険資産に係る当期運用収益	(13,170,045)	(24,689,995)	(-11,519,950)
別途積立金取崩金	別途積立金取崩金	(0)	(0)	(0)
当年度不足金	当年度不足金	317,035,750	3,081,137,253	-2,764,101,503
総合計		842,841,505	3,826,226,846	-2,983,385,341

「業務委託費等」が唯一前年度比増加していますが、厚生年金基金代行返上に際し、3年に及ぶ国との記録突合や、消滅する厚生年金基金の財産目録、同最終決算報告書等の作成に関する業務委託手数料を、厚生労働大臣の認可(2019/10/31)後にまとめて支払ったことによる増加です。(10,093,680円)

【財政決算の概要】

1. 当年度の財政状況について

- 当年度不足金が317百万円発生しました。これを別途積立金2,989百万円の一部で吸収した後の残額2,672百万円が、別途積立金として翌年度に繰り越されます。
- なお、当年度不足金の主な発生要因は、時価に基づく利差です。

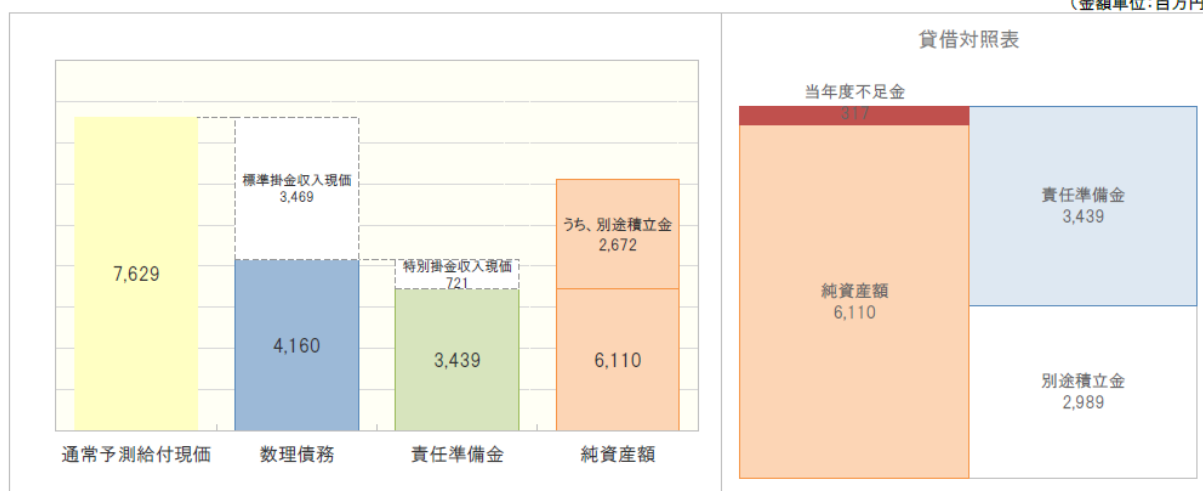
2. 当年度の財政検証結果について

継続基準、非継続基準ともに充足しています。

【財政決算基準日時点の財政状況】

- 当年度末の純資産額は6,110百万円、責任準備金は3,439百万円。
- 当年度は不足金が317百万円発生し、翌年度に繰り越す別途積立金は2,672百万円。

(金額単位:百万円)



	当年度末	前年度末	増減額
①純資産額	6,110	6,183	▲ 72
②責任準備金	3,439	3,194	245
③別途積立金/繰越不足金(①-②)	2,672	2,989	▲ 317

将来の給付に必要な金額を現在価値に換算すると76億円ですが、将来の掛金収入を現在価値に換算した金額が42億円(標準掛金35億+特別掛金7億)なので、今回決算時点で留保しておかなければならない金額は差し引きで34億円となります。これを「責任準備金」と呼んでいます。資産が61億円ありますので、約27億円が剰余金(別途積立金)となります。

剰余金の処分または不足金の処理の方法を示した書類 (2020年3月期)

当年度剰余金	—			
当年度不足金	317,035,750			
(単位:円)				
	当年度末 決算計上額	当年度発生額の処分または処理		当年度の積立額または 翌年度への繰越額
		積増額(処理額)	取崩額(処分額)	
別途積立金	2,988,586,804	—	317,035,750	2,671,551,054
繰越不足金	—	—	—	—

【不足金の発生要因】

・ 当年度に発生した不足金の主な発生要因は、時価に基づく利差。

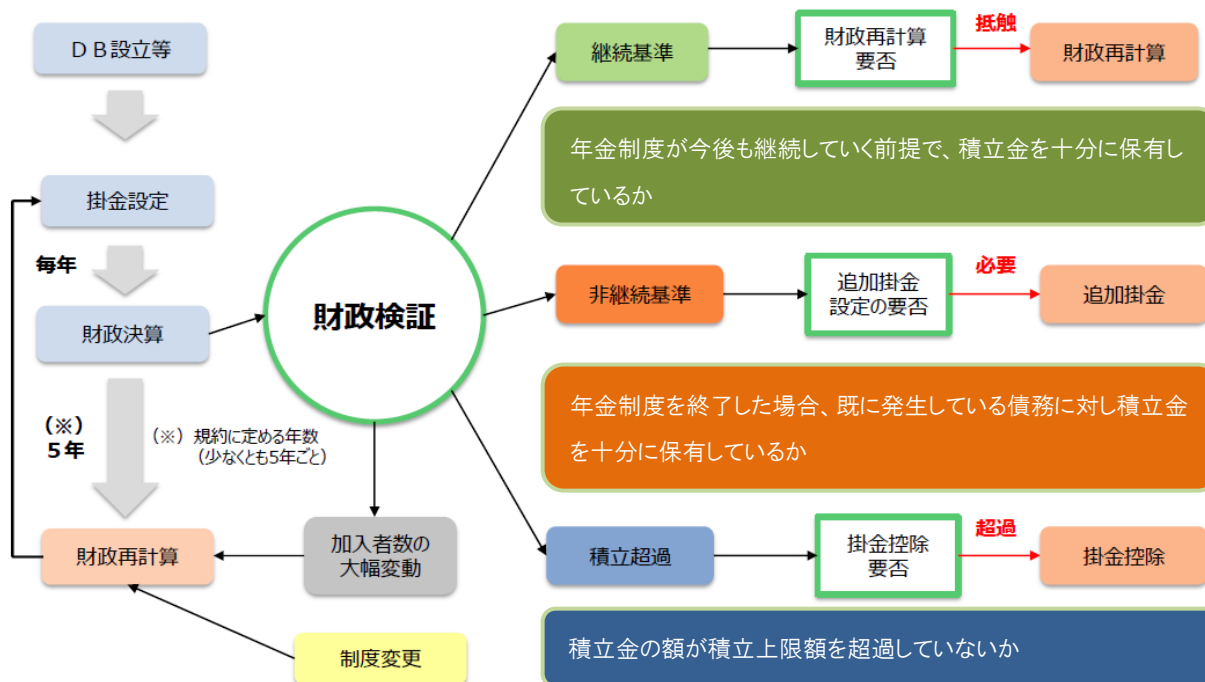
(金額単位:百万円)

発生要因	影響額 ^{※1}	比率 ^{※2}	備考
① 時価に基づく利差	▲ 331	▲ 9.6%	当期時価ベース利回り -3.30%と、財政運営上の予定利率 2.00%との差。
② 新規加入差	16	0.5%	新規加入者にかかる実績と見込みの差。
③ 将来加入者の見込差	0	0.0%	将来加入者にかかる実績と見込みの差。財政方式が開放基金方式の場合に発生。
④ 昇給差	0	0.0%	昇給の実績と見込みの差。
⑤ 脱退差等	▲ 22	▲ 0.6%	脱退の実績と見込みの差や、キャッシュバランス制度における指標の実績と見込みの差等。
計算基礎率との乖離	▲ 337	▲ 9.8%	
⑥ 標準掛金適用差	0	0.0%	財政計算の基準日と適用日が異なることで発生する新旧標準掛金の差。
⑦ 特別・リスク対応掛金収入見込差	3	0.1%	加入者数または給与総額が、前年度末から増減したこととない発生。
⑧ 特別掛金元利合計	0	0.0%	特例掛金額および利息相当。
掛金の適用差・見込差	3	0.1%	
⑨ 前年度剰余・不足にかかる利息	60	1.7%	前年度の実質的な剰余金にかかる利息相当。
⑩ 諸経費	▲ 43	▲ 1.3%	年金経理から拠出した業務委託費等。
⑪ 他会計との収支	0	0.0%	業務経理からの受入金、および業務経理等への繰入金。
年金経理上の経費・利息等	17	0.5%	
合計(当年度剰余金・不足金)	▲ 317	▲ 9.2%	

※1 プラスは剰余金、マイナスは不足金。なお、制度発足後あるいは制度変更後初回の決算である等の理由により、内訳の把握が困難な項目は「-」としている。

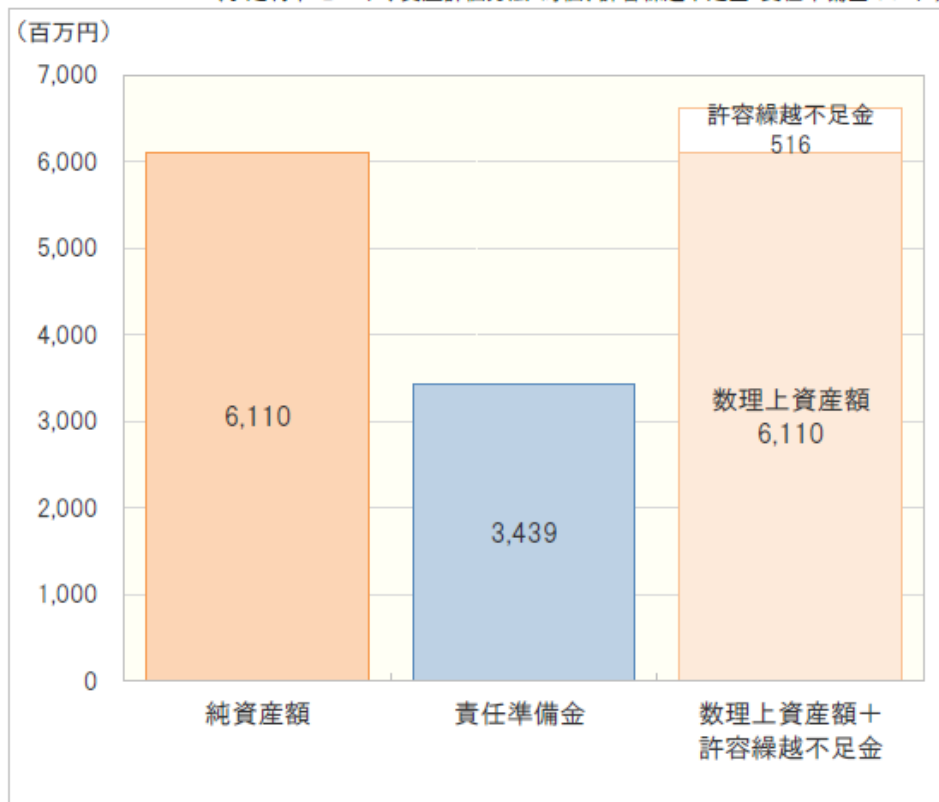
※2 「責任準備金」に対する比率。

【確定給付企業年金の財政検証】



継続基準の財政検証と掛金見直し要否

(予定利率:2.00%、資産評価方法:時価、許容繰越不足金:責任準備金の15%)



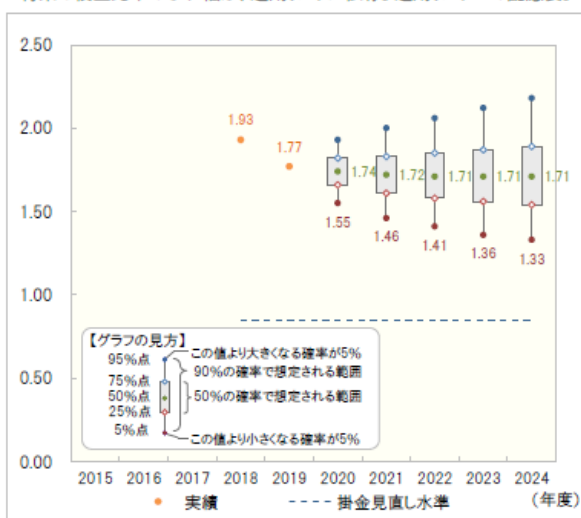
※「許容繰越不足金」とは、責任準備金に対する積立不足が発生しても掛金の見直しを要しない範囲として定めた額。

- ・「純資産額 ≥ 責任準備金」であり、継続基準を充足。
- ・掛金見直しも不要。

積立比率の将来予測(収益率については14頁ご参照)→(安定して継続基準を充足)

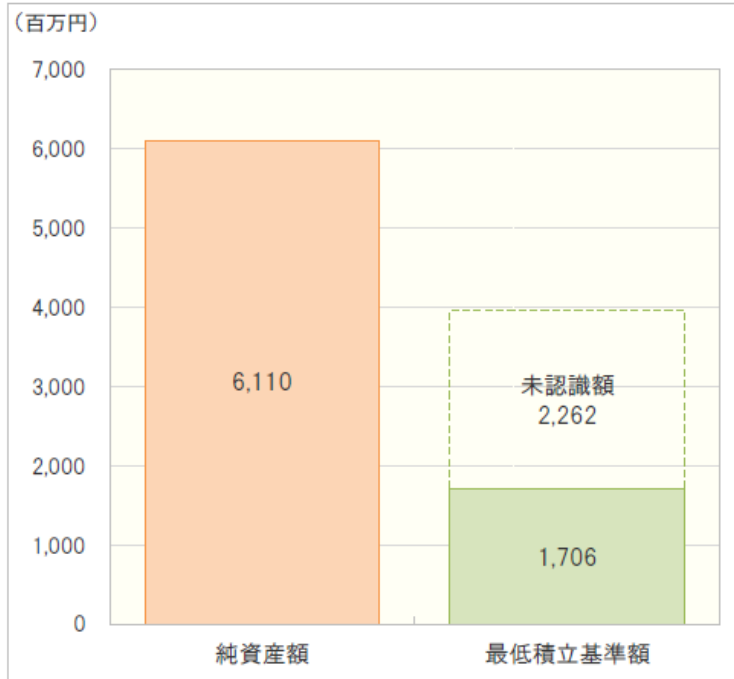
継続基準の積立比率(=純資産額/責任準備金)

将来の積立比率のぶれ幅は、運用リスクに依存。運用リスクへの配慮要。



非継続基準の財政検証

(予定利率: 1.050%)



※「未認識額」とは、過年度の給付増額や厚生年金基金からの移行に伴い発生した最低積立基準額のうち、財政検証時点で債務認識する必要のない額。(5年かけて徐々に債務認識していく)

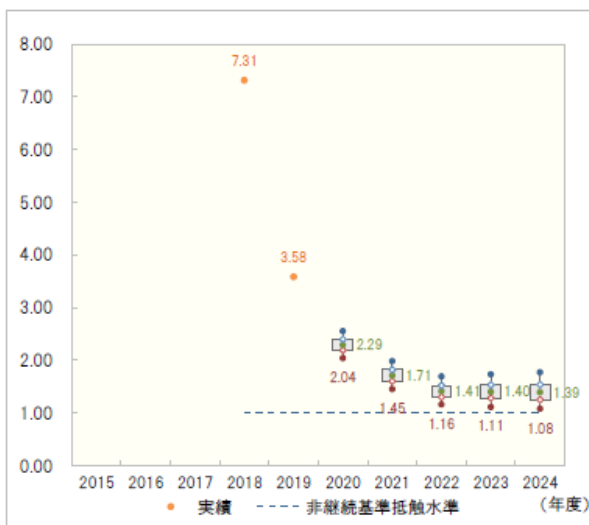
- ・「純資産額 \geq 最低積立基準額」であり、非継続基準を充足。
- ・追加掛金計算は不要。

積立比率の将来予測(収益率については14頁ご参照)

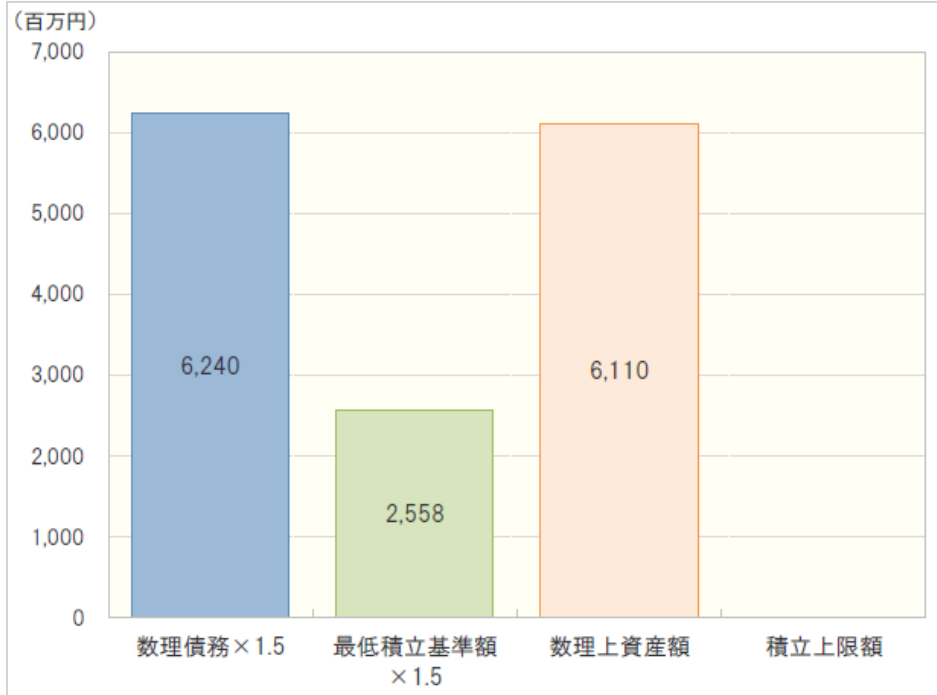
→(未認識額が無くなる2022年度以降安定推移し、非継続基準を充足)

非継続基準の積立比率(=純資産額/最低積立基準額)

非継続基準は運用リスクに加えて、予定利率の低下にも留意要。



積立超過の財政検証と掛金控除の要否



※「数理上資産額 ≤ 数理債務と最低積立基準額のうちいずれか大きい額の1.5倍」のため、積立上限額は計算していない。仮に1.5倍を超えても積立上限額までには充分な余裕がある。(前年度積立上限額は8,691百万円)

- ・「数理上資産額 ≤ 数理債務と最低積立基準額のうち、いずれか大きい額の1.5倍」となっている。
- ・積立超過には該当せず、掛金控除は不要。

【非継続基準判定に用いる予定利率は30年物国債の5年平均利回りで低下傾向】



※ 予定利率(年度)は、0.5%の間で加減する前の原則の率。

3. 年金財政に関する助言

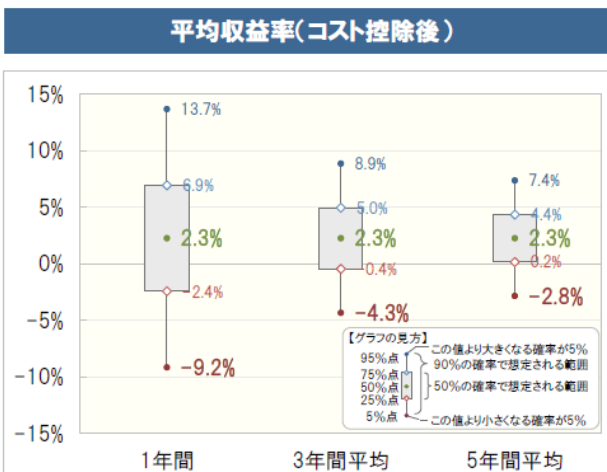
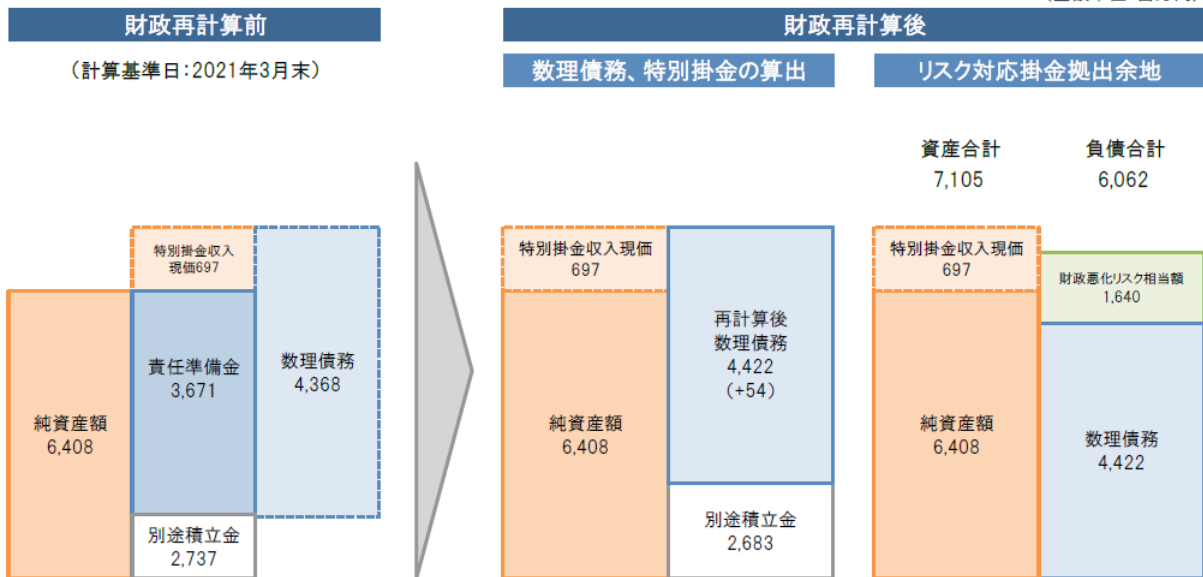
- ・ 財政決算では時価に基づく利差により当年度不足金が発生しましたが、良好な財政状況を維持しています。
- ・ 今後も非継続基準での予定利率の低下傾向が続き、運用環境が悪化した場合でも特別掛金の拠出が下支えとなり、基準値1.0を上回る積立水準が維持できる見立てであることが年金財政の将来予測で確認できます。
- ・ なお、次回財政再計算時以降は新財政運営基準が適用されます。

【ご参考】 財政再計算予測

2021年3月末に、5年に1回掛金を見直す「財政再計算」が予定されています。
現時点における概算予測計算結果は以下のとおりで、掛金の変動はありません。
計算の前提となる収益率は「平均的な収益率」2.3%を使用していますが、下位5%の値である▲9.2%で計算しても掛金の変動はありませんでした。

- ・ 2021年3月期財政決算で当年度剰余金65百万円が発生し、別途積立金は2,737百万円となります。
- ・ 財政再計算での掛金水準は不変です。予定死亡率の改定により増加した受給者数理債務54百万円を別途積立金の一部で吸収します。
- ・ 一定の前提で計算した財政悪化リスク相当額だと、リスク対応掛金の拠出余地はありません。

(金額単位:百万円)



- 平均的な収益率(50%点)は2.3%
- 5%の確率で、1年間の収益率が-9.2%以下になる
- 5%の確率で、3年間の平均収益率が-4.3%以下になる
- 5%の確率で、5年間の平均収益率が-2.8%以下になる

業務経理（業務会計）

貸借対照表

【金額単位：円】

（業務経理業務会計）

（令和 2年 3月 31日現在）

資産勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
		(752,658,060)	(697,802,315)	(54,855,745)
流動資産	現金・預貯金	744,163,992	681,005,051	63,158,941
	未収事務費掛金	8,494,068	16,797,264	-8,303,196
		(312,900)	(312,900)	(0)
固定資産	器具及び備品	312,900	312,900	0
		(1,517,839)	(1,904,703)	(-386,864)
繰延勘定	前払金	1,517,839	1,904,703	-386,864
	総合計	754,488,799	700,019,918	54,468,881

負債勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
		(2,787,578)	(1,044,703)	(1,742,875)
流動負債	預り金	12,828	177,534	-164,706
	引当金	2,303,898	312,898	1,991,000
	未払金	470,852	554,271	-83,419
		(751,701,221)	(698,975,215)	(52,726,006)
基本金	基本金	312,900	312,900	0
	繰越剰余金	698,662,315	635,714,419	62,947,896
	当年度剰余金	52,726,006	62,947,896	-10,221,890
	総合計	754,488,799	700,019,918	54,468,881

厚生年金基金時代を含め 33 年間の積み重ねである余裕金は定期預金で運用しています。「前払金」は、事務所借料(4月分)と、独自給付ソフト(5年均等償却)の未償却残高を計上。「未払金」は、3月に発生する支払のうち4月以降に実際に支払った金額を計上しています。それぞれの内訳は次頁の表のとおりです。

「引当金は」、役職員の勤続期間が3年を超えたため、新たに退職手当引当費を 1,991 千円計上したものです。

現預金	金額(円)	未払金	金額(円)	内容
現金	0	未払雑費	7,799	口座振替手数料・収納事務手数料
普通預金(2行)	44,163,992		57,473	3月分後納郵便料金
定期預金(3行)	700,000,000	未払通信運搬費	3,520	3月分プロバイダー料
合計	744,163,992		3,230	3月分交通費
			28,765	3月分荷物送料
前払金	金額(円)	未払雑役務費	5,940	3月分オフィス365
独自給付ソフト 未償却残高	1,166,400	未払消耗品費	6,600	蛍光灯代
事務所借料	351,439	未払印刷製本費	48,381	3月分コピーカウンター料
合計	1,517,839	未払光熱水料	10,172	3月分電力使用量
		社会保険料未払金	227,340	3月分(健・厚・児・基)事業主負担分
			21,069	(労・雇)事業主負担分(確定>概算)
		未払時間外手当	50,563	3月分超過勤務
		合計	470,852	

損益計算書

【金額単位：円】

自 平成 31年 4月 1日

(業務経理業務会計)

至 令和 2年 3月 31日

費用勘定				
科目		当年度	前年度 (17か月)	増減
大分類	中分類			
		(40,595,150)	(68,978,281)	(-28,383,131)
事務費	役職員給与	14,498,100	20,102,800	-5,604,700
	役職員諸手当	7,845,549	12,919,627	-5,074,078
	旅費	1,760,190	2,372,158	-611,968
	退職手当引当費	1,991,000	0	1,991,000
	需用費	14,373,606	33,382,980	-19,009,374
	会議費	126,705	200,716	-74,011
		(639,811)	(1,220,260)	(-580,449)
代議員会費	代議員旅費	482,000	1,116,000	-634,000
	代議員会需用費	20,528	16,132	4,396
	代議員会会議費	137,283	88,128	49,155
繰入金		(7,039,616)	(9,475,045)	(-2,435,429)
	福祉事業会計への繰入金	7,039,616	9,475,045	-2,435,429
雑支出		(1,579,002)	(1,731,594)	(-152,592)
	雑支出	1,579,002	1,731,594	-152,592
剰余金		(52,726,006)	(62,947,896)	(-10,221,890)
	当年度剰余金	52,726,006	62,947,896	-10,221,890
	総合計	102,579,585	144,353,076	-41,773,491

収益勘定				
科目		当年度	前年度 (17か月)	増減
大分類	中分類			
掛金収入		(102,527,142)	(144,276,630)	(-41,749,488)
	事務費掛金収入	102,527,142	144,276,630	-41,749,488
雑収入		(52,443)	(76,446)	(-24,003)
	受取利息及び配当収入	52,443	75,946	-23,503
	雑収入	0	500	-500
	総合計	102,579,585	144,353,076	-41,773,491

企業年金基金設立認可日が11月1日だった関係で前年度は17か月の変則決算でした。通常の12か月決算である当年度の支出額は対前年度比で全般的に減少しています。また、前年度は企業年金基金立ち上げ費用のほか、厚生年金基金設立30周年記念行事関連の支出も計上されているため、当年度の「需用費」に関しては対前年で大幅に減少しています。

当年度で金額の大きな項目は、「役職員給与・役職員諸手当」(合計で22百万円)、「需用費」(14百万円)、「福祉事業会計への繰入金」(7百万円)ですが、内訳は以下のとおりです。

事務費の「役職員給与」「役職員諸手当」の内訳は以下のとおりです。

役職員給与・諸手当		H31/04~R2/03 ①	1月当り(①÷12)	1月(一人当たり)
役員	役員給与(1名)	4,392,000	366,000	366,000
	役員諸手当	2,460,360	205,030	205,030
	賞与(2回)	1,590,270	132,523	132,523
	小計	8,442,630	703,553	703,553
職員	職員給与(4名)	10,106,100	842,175	210,544
	職員諸手当	736,759	61,397	15,349
	賞与(2回)	3,058,160	254,847	63,712
	小計	13,901,019	1,158,418	289,605
合計		22,343,649	1,861,971	372,394

事務費の「需用費」の内訳は以下のとおりです。

需用費	H31/04~R2/03 ①	1月当り(①÷12)	内容
消耗品費	376,069	31,339	新聞、封筒、トナー等
印刷製本費	365,704	30,475	コピー代等
通信運搬費	1,001,807	83,484	郵便、電話、交通費等
光熱水料	113,806	9,484	電気代等
借料損料	5,010,502	417,542	事務所借料、PCリース等
	(4,178,922)	(348,244)	(事務所借料 83%)
厚生費	174,030	14,503	健康診断他
社会保険料負担金	3,651,213	304,268	厚年・健保・児童他
雑役務費	3,680,475	306,706	
	(845,209)	(70,434)	(パート賃金)
	(800,200)	(66,683)	(独自給付導入・保守)
	(654,000)	(54,500)	(法律顧問)
	(396,000)	(33,000)	(月例監査)
	(261,600)	(21,800)	(基金HP保守料)
	(211,896)	(17,658)	(清掃管理)
(194,400)	(16,200)	(経理システム保守)	
合計	14,373,606	1,197,801	

パートについては、繁忙時及び職員退職時に採用していましたが、2020年8月以降は正規職員による運営となります。

業務経理（福祉事業会計）

損益計算書

【金額単位：円】

自 平成 31年 4月 1日

至 令和 2年 3月 31日

（業務経理福祉事業会計）

費用勘定				
科目		当年度	前年度 (17か月)	増減
大分類	中分類			
事務費		(2,745,206)	(4,119,391)	(-1,374,185)
	需用費	2,745,206	4,119,391	-1,374,185
福祉事業費		(4,221,370)	(5,261,370)	(-1,040,000)
	福祉給付金	4,060,000	5,100,000	-1,040,000
	諸謝金	161,370	161,370	0
雑支出		(73,040)	(94,284)	(-21,244)
	雑支出	73,040	94,284	-21,244
総合計		7,039,616	9,475,045	-2,435,429

収益勘定				
科目		当年度	前年度 (17か月)	増減
大分類	中分類			
受入金		(7,039,616)	(9,475,045)	(-2,435,429)
	業務会計からの受入金	7,039,616	9,475,045	-2,435,429
総合計		7,039,616	9,475,045	-2,435,429

当基金における福祉事業は、基金規約第 101 条に以下のとおり定められています。

第101条 基金は、加入者等の福祉を増進するため、次の福利及び厚生に関する事業を行う。

(1) 加入者又はその遺族に対する慶弔金の支給

ア. 成人祝

イ. 結婚祝金

ウ. 就学祝金

エ. 死亡弔慰金

(2) 加入者に対する災害見舞金の支給

(3) 加入者等への広宣活動

「需用費」は広報誌の発行費用(加入者等への広宣活動)。「福祉給付金」は慶弔金の支給に充当しています。

それぞれの内訳は以下のとおりです。

需用費	H31/4~R2/03 (円)	内容	H29.11~H31/03 (円)	内容
印刷製本費	2,702,086	基金だより×2、年金時代×2	4,057,380	基金だより×3、年金時代×2
通信運搬費	43,120	郵便、送料	62,011	郵便、送料
小計	2,745,206		4,119,391	

福祉事業費		H31/04~R2/03 (円)	人数(人)	1月当り(円)	H29.11~H31/03 (円)	人数(人)	1月当り(円)
福祉 給付 金	成人祝記念品	90,000	18	7,500	235,000	47	13,824
	結婚祝金	2,240,000	224	186,667	2,940,000	294	172,941
	就学祝金	1,630,000	326	135,833	1,825,000	365	107,353
	死亡弔慰金	100,000	5	8,333	100,000	5	5,882
小計		4,060,000	573	338,333	5,100,000	711	300,000



「諸謝金」は、2020年2月8日開催の、当基金主催セミナー『医療事故調査制度と医療訴訟』の講師、永里弁護士及び水沼弁護士への講演料です。

【監事意見書】

鹿児島県病院企業年金基金の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度の貸借対照表、損益計算書、積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類及び事業報告書について監査を行った結果、これらの財務諸表は、令和2年3月31日現在の財務状況及び同日をもって終了する事業年度の運営実績を適正に表示しているものと認められ、この基金が制定している財務及び会計規程並びにその運用は、法令に準拠しているものと認められた。

令和 2 年 7 月 13 日

鹿児島県病院企業年金基金

監事 重久 善一



監事 土橋 美子



(報告事項)

報告第1号 第2期代議員選挙結果について

令和2年3月9日に公示され4月1日に執行された第2期代議員選挙については、理事長が選任した選挙長、医療法人尚愛会内科有馬病院事務長 上村 竜太 氏の下で手続きが進められました。

互選代議員は定員8名のところ立候補者が8名であったため、投票は行わず3月27日選挙長より理事長へ当選人決定報告がなされました。

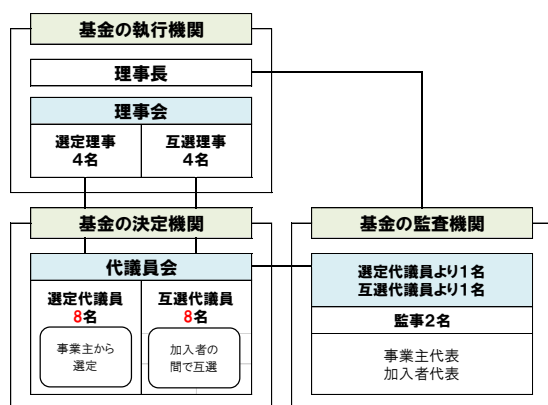
選定代議員については、76事業所中75事業所から委任を受けた代表事業主医療法人尚愛会理事長小田原良治氏が8名を選定、全員から承諾をいただきました。

先に報告された互選代議員と合わせ、4月1日付で選挙結果を公示しました。

令和2年4月2日に公示され4月9日に執行された第2期理事選挙についても、上村竜太選挙長の下で手続きが進められました。立候補者は選定代議員4名、互選代議員4名で定員を超えなかったことから投票は行わず、4月8日選挙長より理事長へ当選人決定報告がなされ、4月9日付で理事選挙結果を公示しました。

令和2年4月10日に公示され4月15日に執行された第2期理事長選挙についても、上村竜太選挙長の下で手続きが進められました。立候補者は1名で定員を超えなかったことから投票は行わず、4月14日に選挙長より理事長へ当選人決定報告がなされ、4月15日に選挙結果を公示しました。

令和2年4月2日に公示され4月20日に執行された第2期監事選挙について、上村選挙長の下で手続きを進めた結果、立候補者は選定代議員1名、互選代議員1名で定員を超えなかったことから投票は行わず、4月20日に選挙長から理事長へ当選人決定報告がなされ、同日付で選挙結果を公示しました。監事については4月20日開催予定の代議員会でご承認をいただくこととしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大を受け開催を中止したため、事後となりますが本代議員会でご承認賜りますようお願い申し上げます。



慶病基金発 第 25 号(公示)
 令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県病院企業年金基金
 選挙長 上村 竜太

代議員選挙における立候補者について

令和 2 年 4 月 1 日執行の 代議員選挙の立候補者は、下記のとおりである。

なお、下記の者の被選挙権の有無を調査したところ、全員有資格者であることを確認しました。

記

定数 8 名

候補者氏名	所属事業所の名称
寺田 歩	(医)栄和会 寺田病院
今村 英仁	(公的財団法人)慈愛会
斉藤 稔	(医)健誠会 湯田内科病院
土橋 美子	(医)慈恵会 土橋病院
高原 篤行	(医)参陽会 高原病院
岩城 政秋	(医)松城会 牟人温泉病院
永田 智行	(医)永光会 あいらの森ホスピタル
新井 尚希	(社会医療法人)愛仁会 榎村病院

(年齢順)

慶病基金発 第 26 号(公示)
 令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県病院企業年金基金
 選挙長 上村 竜太

代議員選挙の無投票について

令和 2 年 4 月 1 日執行の代議員選挙は、下記のとおり候補者が選挙されるべき代議員の定数を超えない(超えなくなった)ので、投票は行わない。

記

1. 互選代議員の定数	8 名
2. 立候補者の数	8 名

慶病基金発 第 27 号
 令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県病院企業年金基金
 理事長 小田原 良治

選挙長 上村 竜太

当選人の決定について

令和 2 年 4 月 1 日に執行した代議員選挙については、基金規約第 11 条第 1 項の規定に該当するため、別紙の代議員選挙選挙録(無投票)のとおり当選人が決定したので報告します。

代議員選挙選挙録(無投票)

無投票の理由	代議員定数	立候補届出者数	立候補辞退及び死亡者数	選挙当日の候補者数
	8 人	8 人	0 人	8 人
選挙の結果	当選人氏名	所属事業所の名称		
	寺田 歩	(医)栄和会 寺田病院		
	今村 英仁	(公益財団法人)慈愛会		
	斉藤 稔	(医)健誠会 湯田内科病院		
	土橋 美子	(医)慈恵会 土橋病院		
	高原 篤行	(医)参陽会 高原病院		
	岩城 政秋	(医)松城会 牟人温泉病院		
	永田 智行	(医)永光会 あいらの森ホスピタル		
	新井 尚希	(社会医療法人)愛仁会 榎村病院		
				(年齢順)

令和 2 年 3 月 27 日調整
 この選挙録の記載が真正であることを確認して署名する。
 選挙長 上村 竜太

令和 2 年 4 月 1 日

産児島県病院企業年金基金
理事長 小田原 良治

代表事業主 医療法人 尚愛会
理事長 小田原 良治

代議員選挙における選定通知書

下記の者を、令和 2 年 4 月 1 日執行の代議員選挙において選定代議員に選定したので通知します。

記

氏名	所属事業所の名称
小田原 良治	(医)尚愛会 小田原病院
八反丸 健二	(医)慈生会 八反丸リハビリテーション病院
丸田 修士	(医)杏林会 丸田病院
吉井 八郎	(医)吉祥会 吉井中央病院
日高 正八郎	(医)仁風会 日高病院
牧角 寛郎	(社医)聖医会 サザン・リージョン病院
重久 善一	重久公認会計士事務所
乙顔 伊久磨	産児島県病院企業年金基金

産病基金発 第 1 号(公示)
令和 2 年 4 月 1 日

産児島県病院企業年金基金
理事長 小田原 良治

代議員選挙の結果について

令和 2 年 4 月 1 日執行の代議員選挙において、下記の者が互選代議員に当選、並びに選定代議員として代表事業主より選定されました。

記

当選人の氏名	所属事業所の名称
小田原 良治	(医)尚愛会 小田原病院
八反丸 健二	(医)慈生会 八反丸リハビリテーション病院
丸田 修士	(医)杏林会 丸田病院
吉井 八郎	(医)吉祥会 吉井中央病院
日高 正八郎	(医)仁風会 日高病院
牧角 寛郎	(社医)聖医会 サザン・リージョン病院
重久 善一	重久公認会計士事務所
乙顔 伊久磨	産児島県病院企業年金基金
寺田 歩	(医)榮和会 寺田病院
今村 英仁	(公益財団法人)慈愛会
斉藤 稔	(医)健誠会 瀬田内科病院
土橋 美子	(医)慈恵会 土橋病院
高原 篤行	(医)参萬会 高原病院
岩城 政秋	(医)松城会 華人温泉病院
永田 智行	(医)永光会 あいらの森ホスピタル
新井 尚希	(社会医療法人)愛仁会 榎村病院

産病基金発 第 7 号(公示)
令和 2 年 4 月 8 日

産児島県病院企業年金基金
選挙長 上村 竜太

理事選挙における立候補者について

令和 2 年 4 月 9 日執行の 理事選挙の立候補者は、下記のとおりである。

なお、下記の者の被選挙権の有無を調査したところ、全員有資格者であることを確認しました。

記

定数 8 名

候補者氏名	所属事業所の名称
選定理事	
小田原 良治	(医)尚愛会 小田原病院
八反丸 健二	(医)慈生会 八反丸リハビリテーション病院
日高 正八郎	(医)仁風会 日高病院
乙顔 伊久磨	産児島県病院企業年金基金
互選理事	
寺田 歩	(医)榮和会 寺田病院
斉藤 稔	(医)健誠会 瀬田内科病院
岩城 政秋	(医)松城会 華人温泉病院
新井 尚希	(社会医療法人)愛仁会 榎村病院

産病基金発 第 8 号(公示)
令和 2 年 4 月 8 日

産児島県病院企業年金基金
選挙長 上村 竜太

理事選挙の無投票について

令和 2 年 4 月 9 日執行の理事選挙は、下記のとおり候補者が選挙されるべき理事の定数を超えない(超えなかった)ので、投票は行わない。

記

1. 理事の定数	8 名
2. 立候補者の数	8 名

鹿児島県病院企業年金基金
理事長 小田原 良治 殿

選挙長 上村 竜太



当選人の決定について

令和2年4月9日に執行する理事選挙については、基金規約第11条第1項の規定を準用し、別紙の理事選挙選挙録(無投票)のとおり当選人が決定したので報告します。

理事選挙選挙録(無投票)

無投票の理由	理事定数	立候補届出者数	立候補辞退及び死亡者数	選挙当日の候補者数
	8人	8人	0人	8人
選挙の結果	当選人氏名		所属事業所の名称	
	選定理事			
	小田原 良治	(医)海愛会 小田原病院		
	八反丸 健二	(医)慈生会 八反丸リハビリテーション病院		
	日高 正八郎	(医)仁風会 日高病院		
	乙顔 伊久磨	鹿児島県病院企業年金基金		
	互選理事			
	寺田 歩	(医)栄和会 寺田病院		
	斉藤 稔	(医)健誠会 湊田内科病院		
	岩城 政秋	(医)松城会 隼人温泉病院		
新井 尚希	(社会医療法人)愛仁会 穂村病院			

令和2年4月8日調整

この選挙録の記載が真正であることを確認して署名する。

選挙長 上村 竜太



鹿児島県病院企業年金基金
理事長 小田原 良治



理事選挙の結果について

令和2年4月9日執行の理事選挙において、下記の者が当選されました。

記

	当選人の氏名	所属事業所の名称
選定理事	小田原 良治	(医)海愛会 小田原病院
	八反丸 健二	(医)慈生会 八反丸リハビリテーション病院
	日高 正八郎	(医)仁風会 日高病院
	乙顔 伊久磨	鹿児島県病院企業年金基金
互選理事	寺田 歩	(医)栄和会 寺田病院
	斉藤 稔	(医)健誠会 湊田内科病院
	岩城 政秋	(医)松城会 隼人温泉病院
	新井 尚希	(社会医療法人)愛仁会 穂村病院



理事長選挙における立候補者について

令和 2 年 4 月 15 日執行の 理事長選挙の立候補者は、下記のとおりである。

なお、下記の者の被選挙権の有無を調査したところ、有資格者であることを確認しました。

記

定数 1 名

候補者氏名	所属事業所の名称
小田原 良治	(医)尚愛会 小田原病院



理事長選挙の無投票について

令和 2 年 4 月 15 日執行の理事長選挙は、下記のとおり候補者が選挙されるべき

理事長の定数を超えない(超えなかった)ので、投票は行わない。

記

1. 理事長の定数 1 名
2. 立候補者の数 1 名



当選人の決定について

令和 2 年 4 月 15 日に執行する理事長選挙については、基金規約第11条第1項の規定を準用し、別紙の理事長選挙選挙録(無投票)のとおり当選人が決定したので報告します。

理事長選挙選挙録(無投票)

無投票の理由	理事長定数	立候補届出者数	立候補辞退及び死亡者数	選挙当日の候補者数
	1 人	1 人	0 人	1 人
選挙の結果	当選人氏名	所属事業所の名称		
	小田原 良治	(医)尚愛会 小田原病院		

令和 2 年 4 月 14 日調整

この選挙録の記載が真正であることを確認して署名する。

選挙長 上村 竜太





監事選挙における立候補者について

令和 2 年 4 月 20 日執行の 監事選挙の立候補者は、下記のとおりである。

なお、下記の者の被選挙権の有無を調査したところ、有資格者であることを確認しました。

記

定数 2 名

候補者氏名	所 属 事 業 所 の 名 称
重久 善一	重久公認会計士事務所
土橋 美子	(医)慈恵会 土橋病院



監事選挙の無投票について

令和 2 年 4 月 20 日執行の監事選挙は、下記のとおり候補者が選挙されるべき

監事の定数を超えない(超えなくなった)ので、投票は行わない。

記

1. 監事の定数 2 名
2. 立候補者の数 2 名



当選人の決定について

令和 2 年 4 月 20 日に執行する監事選挙については、基金規約第11条第1項

の規定を準用し、別紙の監事選挙選挙録(無投票)のとおり当選人が決定したので

報告します。

監事選挙選挙録(無投票)

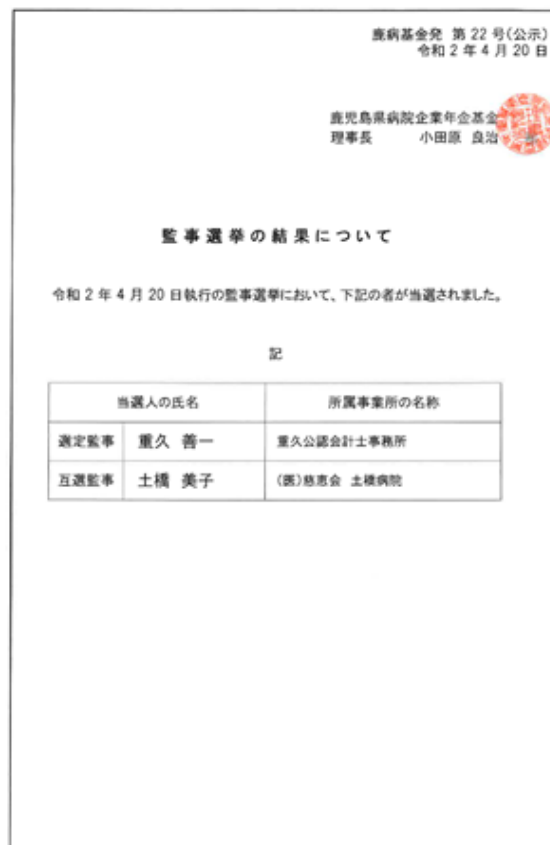
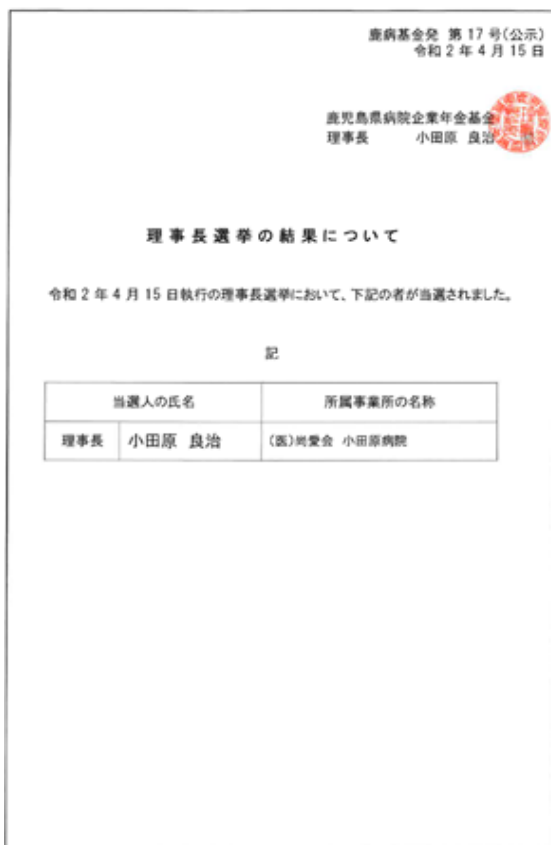
無投票の理由	監事定数	立候補届出者数	立候補辞退及び選挙当日の死亡者数		候補者数
	2人	2人	0人		2人
選挙の結果	当選人氏名	所 属 事 業 所 の 名 称			
	重久 善一	重久公認会計士事務所			
	土橋 美子	(医)慈恵会 土橋病院			

令和 2 年 4 月 20 日調査

この選挙録の記載が真正であることを確認して署名する。

選挙長 上村 竜太





第 2 期代議員の任期は、令和 2 年 4 月 17 日から令和 5 年 4 月 16 日までの 3 年間となります。

理事会の同意を得て理事長が指名する「常務理事」には、引き続き乙顔伊久磨理事が指名されました。乙顔理事には併せて「運用執行理事」も委嘱します。

なお、濱元 義昭氏、松元 典昭氏には、引き続き当基金顧問を委嘱します。松元顧問には学識経験顧問を委嘱し、月例監査を引き続きお願いしてまいります。

報告第2号 理事長専決処分について

確定給付企業年金法施行令第 12 条第 4 項で、「理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において緊急を要すると認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で緊急に行う必要があるものを処分することができる。」とされ、同条第 5 項で「理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。」とされています。

今回は、「**契約の変更または締結**」(年金信託契約等の変更を理事長専決処分により行った場合)と、「**予算流用**」(業務経理に係る事務費について、予算の流用を理事長専決処分により行った場合)の報告です。

(1) 2020 年運用計画に基づく、新規ファンド採用に係る契約締結

2020年度計画									
区分	ファンド	残高(m)	構成比(%)	区分	ファンド	残高(m)	構成比(%)		
国内債券 (12)	リバランス (3)	ヘンチマーク運用(三菱)	195	3.0%	オルタナティブ (40)	債券・インカム	PIMCO (GCOS)	270	4.2%
	代替投資 (9)	アンコンストレインド	270	4.2%			Alcentra (欧州ハンクローン)	310	4.8%
		Neuberger(短期EM債)	250	3.9%			BlueBay(投資適格絶対リターン)	250	3.9%
		ヘンチマーク運用(第一)	60	0.9%			小計	830	12.8%
	計		775	12.0%		国内株式	サステイナブル成長銘柄投資型	100	1.5%
国内株式 (9)	リバランス (6)	ヘンチマーク運用(三菱)	390	6.0%			ESGサステイナブル企業投資型	100	1.5%
	代替投資 (3)	低β・高配当	65	1.0%			MN101F(βヘッジ・高配当型)	50	0.8%
		最小分散	65	1.0%			株式口2A(りそな)	50	0.8%
		小型株集中投資(りそな)	60	0.9%			小計	300	4.6%
計		580	9.0%	外国株式		Marshall Wace (株式L/S)	300	4.6%	
計		840	13.0%			小計	300	4.6%	
外国債券 (13)	リバランス (7)	ヘンチマーク運用(三菱)	455	7.0%		マルチ ストラテジー	Farallon (イベントリブ)	315	4.9%
	代替投資 (6)	グローバル総合(PIMCO)	60	0.9%			Baillie Gifford (DRF)	160	2.5%
		グローバル総合H(PIMCO)	195	3.0%			Blackstone AAM	300	4.6%
		第一生命(フルヘッジ・ハッジ)	130	2.0%			LMRファンド・リミテッド	300	4.6%
計		840	13.0%	小計	1,075		16.6%		
外国株式 (14)	リバランス (6)	ヘンチマーク運用(三菱)	390	6.0%	損害保険	Nephila Capital (分別勘定)	70	1.1%	
	代替投資 (8)	最小分散(為替ヘッジ)	350	5.4%	計	2,575	39.8%		
		AMPキャピタル(G-REIT)	95	1.5%	一般勘定(10)	660	10.2%		
		第一生命(ハッジ)	70	1.1%	合計	6,465	100.0%		
計		905	14.0%						
短期資産(2)		130	2.0%						
伝統資産小計(50)		3,230	50.0%						

年金資産管理運用委員会でご承認いただき、第6回代議員会でご報告しました2020年度新規採用ファンドのうち、急ぐ必要があり第6回代議員会で先行してご承認いただきました、みずほ信託銀行との「マーシャル・ウエイズグローバル株式ロング・ショート戦略ファンド」の他、第6回代議員会以降、下記の契約を行いました。(上表で黄色に色付けしたファンド)

- ① 三菱UFJ信託銀行と「外貨建証券第149ファンド(AMPキャピタル、グローバル・リート)」
2020年1月29日付で年金信託契約変更契約書を締結。
- ② 三菱UFJ信託銀行と「マルチ戦略ファンド LMRファンド・リミテッド」、2020年2月19日付で年金信託契約書を締結。
- ③ 三菱UFJ信託銀行と「ブラックストーン・マルチストラテジー・ファンド・オブ・ファンズ」、
2020年3月2日付で年金信託契約変更契約書を締結。
- ④ りそな銀行と「国内株ストラテジー/リサーチハイブリッド型運用(株式口2A)」、2020年3月1日付で、年金信託契約に係る信託報酬に関する協定書を締結。
- ⑤ 三井住友信託銀行と「ニューバーガー短期エマージング債券」、2020年3月1日付で年金信託契約変更契約書を締結しました。

(2) 業務経理業務会計の費目流用

3月に事務費・役職員諸手当のうち、時間外手当から通勤手当に20,000円の費目流用を行いました。鹿児島銀行からの受入出向者帰任に伴い今年度より採用した職員の通勤手当が予算作成時には把握できなかったため通勤手当に若干の不足を生じたものです。

報告第3号 業務概況の周知について

業務概況は、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条により、「加入者」に対して「毎事業年度1回以上」、以下の全ての事項を周知させなければならないとされています。

なお、「加入者以外の者であって給付の支給に関する義務を負っているもの」に対する周知は法令上努力義務とされていますが、規約において義務としている場合は周知する必要があります。

当基金では、基金規約第104条第3項で、「基金は、周知事項について、加入者以外の者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。との努力義務規定としています。

1. 周知事項

- ① 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- ② 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- ③ 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- ④ 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- ⑤ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- ⑥ 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- ⑦ 基本方針の概要
- ⑧ その他基金の事業に係る重要事項
(資産運用委員会を設置している場合は議事の概要等)

2. 周知方法

- ① 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
- ② 書面を加入者に交付する方法(病院基金だよりに掲載)
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
- ④ その他周知が確実に行われる方法(ホームページに掲載)

当基金における周知方法は、加入者向け広報誌「病院基金だより」に掲載して交付する方法と、基金のホームページに掲載して、加入者及び受給権者が常時閲覧できる方法を組み合わせた体制としています。

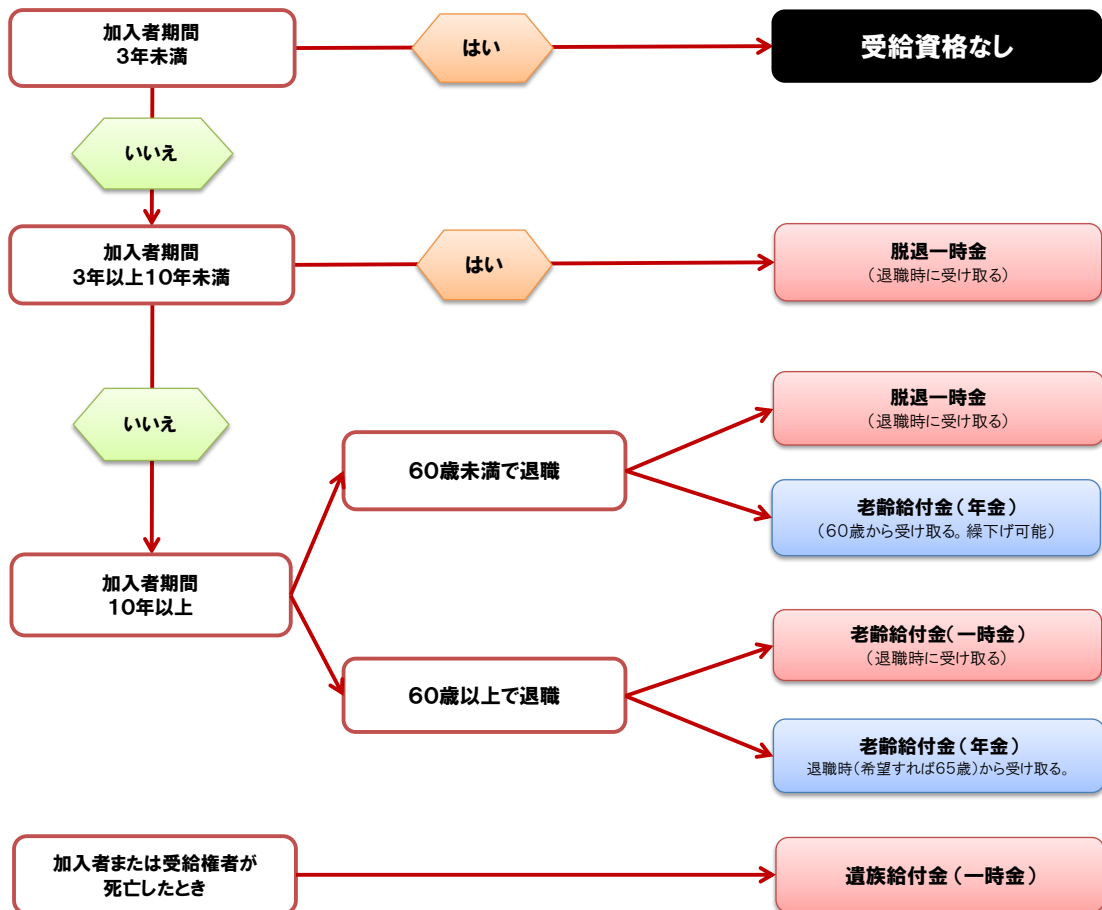
鹿児島県病院企業年金基金の業務概況

1. 制度の概要について

(2020年3月31日現在)

(給付の設計)

支給要件			給付種類	給付の内容	支給時期
加入者期間	年齢	事由			
3年以上 10年未満	—	退職	脱退一時金	一時金	即時
		死亡	遺族給付金		即時
10年以上	60歳未満	退職	脱退一時金	一時金	即時
			老齢給付金		確定年金(又は一時金)
	60歳以上 65歳未満	退職	老齢給付金	一時金	即時
				確定年金(又は一時金)	即時(繰下後65歳)
	65歳	退職	老齢給付金	確定年金(又は一時金)	即時
65歳超	退職	老齢給付金	確定年金(又は一時金)	繰下後退職時	
—	—	死亡	遺族給付金	一時金	即時



(モデル給付額)

22歳新規加入 (加入期間、給付期間とも、想定利回り2.0%の場合)

(単位:円)

給付の種類	加入者期間	年金給付額(60歳支給開始)				一時金(退職時)
		5年確定(年額)	10年確定(年額)	15年確定(年額)	20年確定(年額)	
脱退一時金	5年					242,500
老齢給付金	10年	102,200	53,600	37,500	29,500	481,400
	15年	160,500	84,200	58,900	46,300	756,200
	20年	226,900	119,100	83,300	65,400	1,069,100
	30年	386,300	202,700	141,700	111,400	1,820,500
	38年	542,200	284,500	198,900	156,300	2,555,500

2. 2020年3月期(2019年4月～2020年3月)決算状況について

(2020年3月31日現在)

(加入者数)

加入者(人)	10,735
--------	--------

(給付の状況)

		件数	金額(円)
老齢給付	年金	2,354	59,545,447
	一時金	132	51,624,500
脱退一時金		643	109,341,600
遺族給付	一時金	12	3,157,400

(年金受給者数)

老齢給付(人)	2,354
---------	-------

(掛金の徴収状況(納付時期:毎月月末))

(単位:円、%)

種類	規約上掛金率	納付決定額①	納付済額	不納欠損額	未納額②※	②/①
標準掛金	1.4%	478,234,036	478,234,036	0	0	0.0%
特別掛金	0.1%	34,159,574	34,159,574	0	0	0.0%
事務費掛金	0.3%	102,478,722	102,478,722	0	0	0.0%
合計	1.8%	614,872,332	614,872,332	0	0	0.0%

3. 年金給付等積立金の積立概況

(2020年3月31日現在)

(貸借対照表(基本金処理後))

(単位:千円)

資産勘定		負債勘定	
純資産額	6,110,303	責任準備金	3,438,752
		別途積立金	2,671,551
合計	6,110,303	合計	6,110,303

4. 財政の検証状況について

(2020年3月31日現在)

- (1) 継続基準の財政検証 : 企業年金の財政運営を継続するうえで年金資産が計画通り積み立てられているかを検証します。
- (2) 非継続基準の財政検証 : 制度を終了すると仮定した場合に、加入者及び受給権者等に対して保全すべき給付を支給するために必要な年金資産が確保されているかを検証します。
- (3) 積立超過の財政検証 : 企業にとって損金算入される掛金を必要以上に払い込み続けるのは税務上問題があるため、年金資産額が積立上限額を超えていないかを検証します。

(単位:千円)

区分	当基金の水準	基準値	判定
継続基準	$\frac{\text{純資産額}}{\text{責任準備金}} = 1.77$	1.00以上	○
非継続基準	$\frac{\text{純資産額}}{\text{最低積立基準額 (1,705,563)}} = 3.58$	1.00以上	○
積立超過	数理上資産額 \leq Max{数理債務、最低積立基準額} $\times 1.5$ (6,110,303) (4,159,948 \times 1.5 = 6,239,922)		○

それぞれにおいて基準を上回っているため、掛金見直しの必要はありません。

5. 年金給付等積立金の運用の概況

(2020年3月31日現在)

2020年3月期(2019年4月～2020年3月)の運用利回りは▲2.81%となり、運用収益は▲175百万円となりました。

(運用収益又は運用損失) (単位:百万円、%)

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
運用収益・損失額	-7	-175			
利回り	-0.11%	-2.81%			

(資産別残高及び資産構成割合)

(単位:百万円、%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	オルタナティブ	一般勘定	資産合計
時価総額	316	562	1,198	513	202	2,626	663	6,080
構成割合	5.2%	9.2%	19.7%	8.4%	3.3%	43.2%	10.9%	100.0%
(備考)受託機関:三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行 第一生命保険								

(政策アセットミックス)

(単位:%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	オルタナティブ	一般勘定	合計
構成割合	12.0%	9.0%	13.0%	14.0%	2.0%	40.0%	10.0%	100.0%

6. 運用の基本方針について

(2020年3月31日現在)

鹿児島県病院企業年金基金では次の方針に基づいて積立金を運用しています。

運用の基本方針(概要)	
目的	当基金の年金給付および一時金の支払いを将来にわたり確実に行ううえで必要とされる積立金を確保するために、運用収益を長期的に確保することを目的としています。
目標	将来にわたって健全な年金制度運営を維持するために必要な年金財政上の予定利率を目標とし、これを長期的に上回ることをとしています。
資産構成	運用目標を達成するため、運用資産の期待収益率、リスク、相関係数等を考慮し、長期的観点から政策的資産構成割合(政策アセットミックス)を定めています。
年金資産管理運用委員会	リスク管理状況、運用受託機関の選定および評価、運用業務に係る遵守事項等をチェックする目的で、年2回以上開催しています。議事内容については開催の都度ホームページに委員会資料を掲載しています。

上記内容を基金ホームページに掲載するとともに、病院基金だより(9月発行予定)に掲載し、加入員への周知を図ります。

なお、年金資産管理運用委員会の議事概要は以下のとおりです。

第4回 2019年5月17日開催
2018年度運用結果について

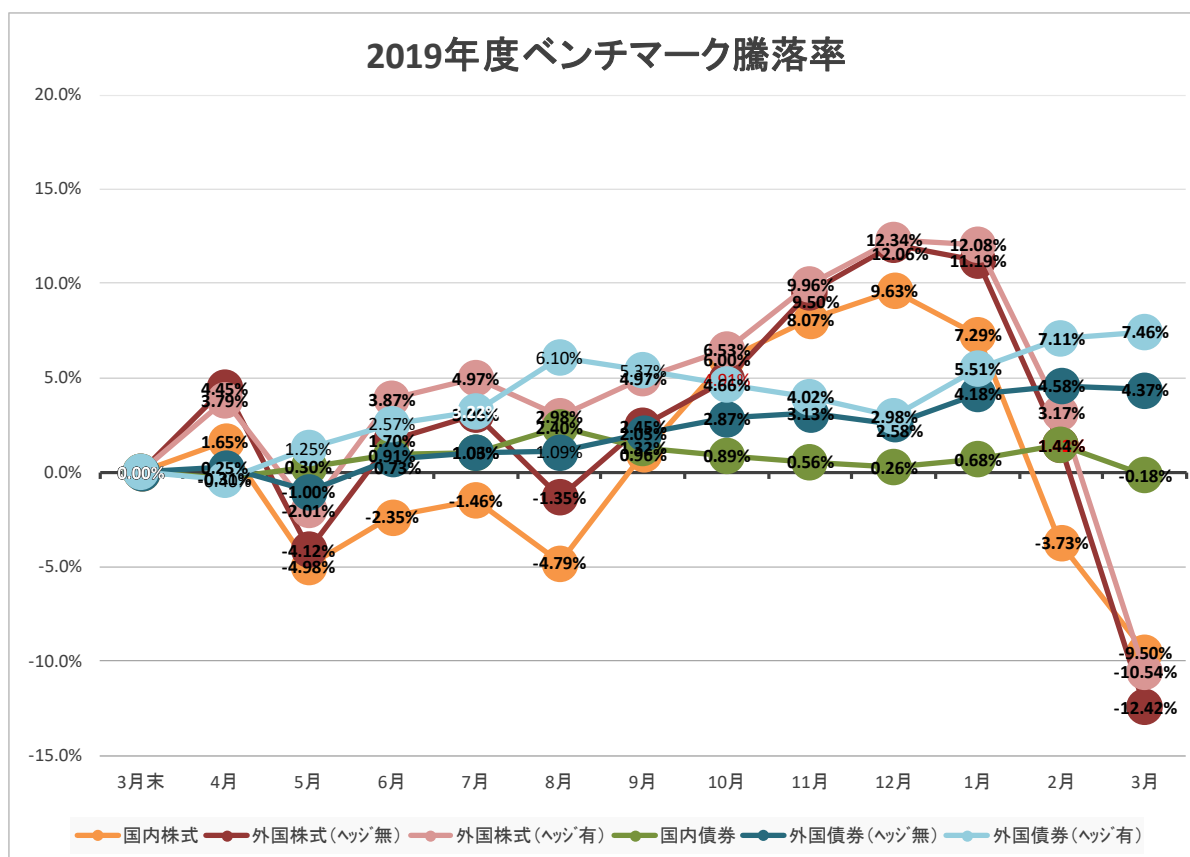
第5回 2019年9月26日開催
2019年度(4～8月)年金資産運用状況及び年度後半の運用方針ほか

第6回 2019年12月17日開催
2020年度年金資産運用計画について
(政策アセットミックスの一部見直し、ファンドの入替等を行いました)

新型コロナウイルス感染拡大を受け、2020年3月以降、年金資産管理運用委員会の開催を一時中断しています。

報告第4号 年金資産運用状況について

2019年度は、年明けの1月までは順調に推移しておりましたが、2月以降、新型コロナウイルスのパンデミックを受け世界的に株価は大幅に下落。3月には、手元現金を確保しようとする動きで、本来安定的な動きを見せるはずの債券も一時投げ売られるなど、市場は大混乱となりました。



国内株式は1月末時点で通期+7.29%であったものが、3月末時点で通期▲9.50%と2か月で16.79%下落しました。外国株式も1月末時点で通期+11.19%であったものが、3月末時点で通期▲12.42%と2か月で23.61%の大幅下落となりました。

当基金では、「年金資産の運用に関する基本方針」で、資産配分等を定める「政策アセットミックス」を策定して、分散投資を徹底していますが、2019年度については、年度末にかけて発生した株式市場を中心とした市場の混乱の影響から逃れることはできませんでした。年度末まであと2か月ほどあれば、自律反発する分、マイナス幅を縮小することが可能でしたが、今回はその機会が与えられませんでした。

実際に、国内株式は4月、5月の2か月で+11.46%の上昇、外国株式も4月、5月の2か月で+16.62%の上昇となっています。

政策アセットミックス(2019年4月1日)

資産区分	中心値	許容乖離幅	備考
国内債券	4.0%	1% ~ 8%	別途定める リバランス ルールに基 づきリバラ ンスを行 う。
国内株式	9.0%	3% ~ 13%	
外国債券	4.0%	1% ~ 8%	
外国株式	9.0%	3% ~ 13%	
短期資産	2.0%	1% ~ 20%	
小計	28.0%		
国内債券	6.0%	3% ~ 9%	時価放置と し、年1回 (期初に) 必要に応じ てリバラ ンスを行う。
国内株式	6.0%	3% ~ 9%	
外国債券	6.0%	3% ~ 9%	
外国株式	6.0%	3% ~ 9%	
小計	24.0%		
オルタナティブ	38.0%	35% ~ 41%	
生保一般勘定	10.0%	7% ~ 13%	
合計	100.0%		

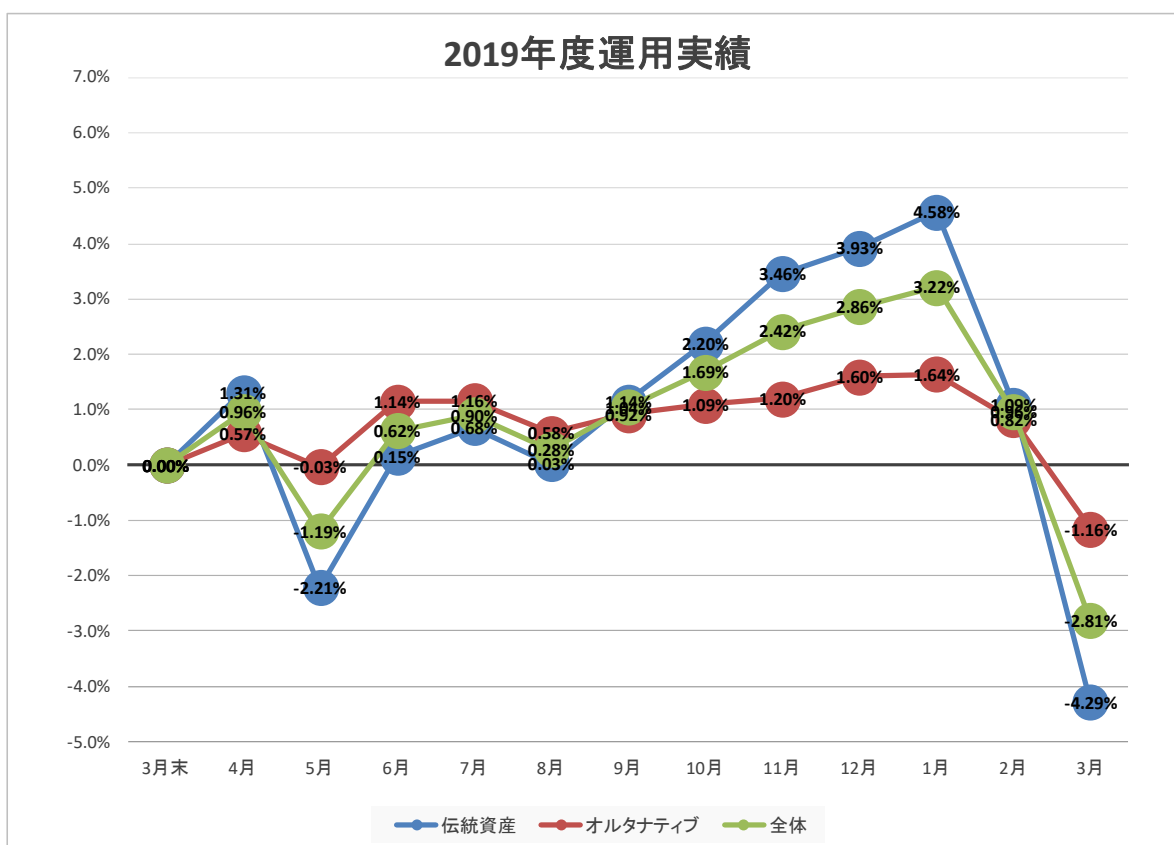
別紙1

資産区分	構成比	政策AM(期待リターン・リスク)	
国内債券	10%	期待収益率 ①	3.64%
国内株式	15%	標準偏差 ②	7.93%
外国債券	10%	①/②	0.46
外国株式	15%		
短期資産	2%		
オルタナティブ	38%		
新一般勘定	10%		
合計	100%		

三菱UFJ信託銀行株式会社の2019年度中期金融変数を使用。オルタナティブについては、ヘッジファンド(ローリスク)とヘッジファンド(ハイリスク)をそれぞれ50%組入れる前提で計算している。

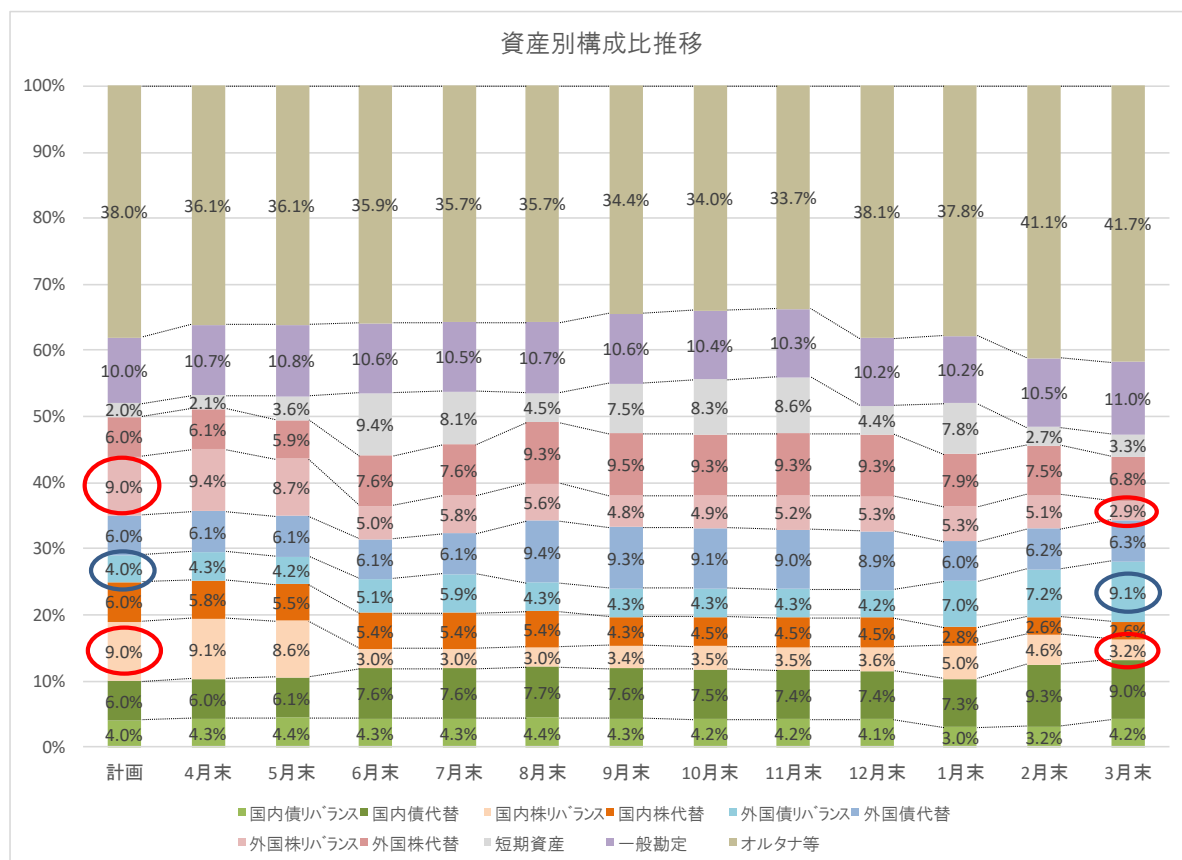
伝統資産は、リバランス運用と代替投資の組み合わせで運営しています。リバランス運用は、市場動向に合わせ機動的な資産配分変更をルールに基づいて行う役割があります。

当基金の 2019 年度運用実績は修正総合収益率で▲2.81%、総合収益▲175百万円のマイナス着地となりました。



<2019年4月～2020年3月>【生保確定】

資産	内訳	前期末時価総額 <2019年3月末> (円)	全体構成比 (%)	時価総額(円) (2020年3月末)	全体構成比 (%)	修正簿価平残 (円)	総合収益 (円)	修正総合収 益率(%)	時間加重収 益率(%)	BM	
伝統資産 (リバランス適用+代替投資)	国内債券	リバランス	250,232,832	4.1%	255,182,085	4.2%	256,562,190	26,046	0.01%	0.03%	-0.18%
		代替投資	371,020,447	6.1%	544,647,235	9.0%	459,553,026	-34,157,675	-7.43%	-	-
		小計	621,253,279	10.2%	799,829,320	13.2%	716,115,216	-34,131,629	-4.77%	-	-0.18%
	国内株式	リバランス	527,103,121	8.7%	193,743,634	3.2%	284,779,944	-49,923,146	-17.53%	-10.46%	-9.50%
		代替投資	356,817,931	5.9%	157,451,621	2.6%	296,583,071	-18,752,625	-6.32%	-	-
		小計	883,921,052	14.6%	351,195,255	5.8%	581,363,015	-68,675,771	-11.81%	-	-9.50%
	外国債券	リバランス	251,618,886	4.1%	555,144,099	9.1%	314,313,823	11,636,246	3.70%	4.03%	4.37%
		代替投資	371,744,609	6.1%	383,198,944	6.3%	463,974,300	14,793,193	3.19%	-	-
		小計	623,363,495	10.3%	938,343,043	15.4%	778,288,123	26,429,439	3.40%	-	4.37%
	外国株式	リバランス	524,256,273	8.6%	176,744,826	2.9%	380,088,534	-11,896,208	-3.13%	-6.21%	-12.42%
		代替投資	365,761,152	6.0%	411,119,855	6.8%	492,329,731	-52,597,581	-10.68%	-	-
		小計	890,017,425	14.7%	587,864,681	9.7%	872,418,265	-64,493,789	-7.39%	-	-12.42%
短期資産	リバランス	140,142,168	2.3%	201,977,813	3.3%	339,654,182	-110,631	-0.03%	-0.03%	0.00%	
	代替投資	13,372	0.0%	1,056	0.0%	420,923	-282	-0.07%	0.00%	0.00%	
	小計	140,155,540	2.3%	201,978,869	3.3%	340,075,105	-110,913	-0.03%	-	0.00%	
合計		3,158,710,791	52.0%	2,879,211,168	47.4%	3,288,259,724	-140,982,663	-4.29%	-		
オルタナティブ	債券戦略	839,229,461	13.8%	793,069,135	13.0%	839,229,355	-46,122,348	-5.50%	-		
	損害保険	264,028,342	4.3%	53,169,381	0.9%	168,585,293	5,777,583	3.43%	-		
	国内株式	392,004,272	6.5%	309,575,742	5.1%	356,208,312	-7,373,246	-2.07%	-		
	マルチアセット	476,567,040	7.8%	1,088,186,370	17.9%	525,509,713	12,944,072	2.46%	-		
	外国株式	329,337,705	5.4%	294,280,764	4.8%	284,873,468	-8,116,405	-2.85%	-		
	短期資産	-44,958,811	-0.7%	45,890	0.0%	89,576,686	-18,652	-0.02%	-		
	一般勘定	656,518,371	10.8%	662,862,856	10.9%	657,697,120	9,141,990	1.39%	-		
合計	2,912,726,380	48.0%	3,201,190,138	52.6%	2,921,679,947	-33,767,006	-1.16%	-			
資産合計		6,071,437,171	100.0%	6,080,401,306	100.0%	6,209,939,671	-174,749,669	-2.81%	-3.02%		



内外株式は配分比率を抑え、外国債券は年明け以降配分比率を拡大させています。

報告第5号 運用の基本方針の変更について

年金資産管理運用委員会のご承認を得て、2020年度の政策的資産構成割合(政策アセットミックス)を記載した別紙1及び、リバランスファンドの資産配分計画を記載した別紙2を変更しました。

政策アセットミックス(2019年4月1日)			政策アセットミックス(2020年4月1日)			
資産区分		中心値	資産区分		中心値	差額
国内債券	リバランス	4%	国内債券	リバランス	3%	-1%
	代替投資	6%		代替投資	9%	3%
	小計	10%		小計	12%	2%
国内株式	リバランス	9%	国内株式	リバランス	6%	-3%
	代替投資	6%		代替投資	3%	-3%
	小計	15%		小計	9%	-6%
外国債券	リバランス	4%	外国債券	リバランス	7%	3%
	代替投資	6%		代替投資	6%	0%
	小計	10%		小計	13%	3%
外国株式	リバランス	9%	外国株式	リバランス	6%	-3%
	代替投資	6%		代替投資	8%	2%
	小計	15%		小計	14%	-1%
短期資産	リバランス	2%	短期資産	リバランス	2%	0%
伝統資産合計		52%	伝統資産合計		50%	-2%
オルタナティブ		38%	オルタナティブ		40%	2%
生保一般勘定		10%	生保一般勘定		10%	0%
合計		100%	合計		100%	0%

2019年度	構成比	2020年度	構成比	差額
国内債券	10%	国内債券	12%	2%
国内株式	15%	国内株式	9%	-6%
外国債券	10%	外国債券	13%	3%
外国株式	15%	外国株式	14%	-1%
短期資産	2%	短期資産	2%	0%
オルタナティブ	38%	オルタナティブ	40%	2%
新一般勘定	10%	新一般勘定	10%	0%
合計	100%	合計	100%	0%

政策AM(期待リターン・リスク)		政策AM(期待リターン・リスク)		差額
期待収益率①	3.64%	期待収益率①	3.24%	-0.40%
標準偏差②	7.93%	標準偏差②	7.17%	-0.76%
①/②	0.46	①/②	0.45	-0.01

リバランスファンド

別紙2

資産区分	中心値	許容乖離幅	中心値	許容乖離幅
国内債券	3.0%	1.0% ~ 7.0%	13.0%	2% ~ 23%
国内株式	6.0%	1.0% ~ 10.0%	25.0%	10% ~ 35%
外国債券	7.0%	1.0% ~ 11.0%	29.0%	14% ~ 39%
外国株式	6.0%	1.0% ~ 10.0%	25.0%	10% ~ 35%
短期資産	2.0%	0.8% ~ 20.0%	8.0%	2% ~ 64%
合計	24.0%	←(全体構成比)	100.0%	←(ファンド内構成比)

リバランスルール(前提)

判断時期 日次

判断材料 基本方針に定める各資産のベンチマークの対前年度末比騰落率

手 法 各資産ごとにリバランスファンドの資産構成割合で調整

リバランスルール①

対前年度末比騰落率が+5%以上の場合、中心値まで売却し、売却資金は短期資産に滞留させる。以下、+5%刻みで同様のリバランスを行う。(内外債券は+3%以上と読み替える)

リバランスルール②

2か月以内に対前年度末比騰落率が+10%以上の場合は、中心値マイナス5%まで売却し、売却資金は短期資産に滞留させる。対前年度末比騰落率が0%未満となった場合中心値まで買い戻す(短期資産より振替)が、それまでの間は中心値マイナス5%を中心値とみなして、ルール①に則ったリバランスを行う。(内外債券は+6%以上及び中心値マイナス3%と読み替える)

リバランスルール③

対前年度末比騰落率が-10%以上の場合、中心値マイナス5%まで購入する。購入資金は短期資産を第一順位とするが、第二順位以下は中心値に対する上方乖離幅の大きな資産から順に充当する。(内外債券は-6%以上、中心値マイナス3%と読み替える)

リバランスルール④

対前年度末比騰落率が-15%以上の場合、中心値マイナス10%まで購入する。購入資金充当順位はルール③と同様とする。以下、騰落率-5%刻みで中心値マイナス幅も5%増やす形でのリバランスを下限値に達するまで行う。(内外債券は-9%以上及び中心値マイナス6%、騰落率-3%刻みで中心値マイナス幅も3%と読み替える)

リバランスルール⑤

年度初は、各資産とも中心値にリセットする。

リバランスルール⑥

上記(ルール①~⑤)に拘らず、突発的かつ急激な市場急落が生じた場合、運用執行理事は緊急避難措置として、各資産を下限値まで売却し、短期資産に滞留させることができる。その場合、運用執行理事は遅滞なく「年金資産管理運用委員会」の承認を得なければならない。また、運用執行理事は、当該売却時点から遅くとも5か月以内に「年金資産管理運用委員会」に対し、買戻し時期および買戻し幅(額)についての提案を行わなければならない。

報告第6号 公認会計士等とのAUPの実施に係る契約締結について

AUPの概要	(Agreed Upon Procedures)
<ul style="list-style-type: none"> ➢ AUP業務実施者（公認会計士または監査法人）と依頼者との間で、確認事項や調査手続き等について事前に合意し、当該合意に基づいた手続き結果を公認会計士等が依頼者に報告 <ul style="list-style-type: none"> ※あくまでも事前に合意した内容について、客観的に判断できる事項を確認するもの（保証業務ではない） 	
対象基金	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 年金経理の資産総額が20億円超の総合型DB基金（20億円を超えた決算の翌々年度決算から実施）
費用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 原則として業務経理から支出（大分類・中分類：業務委託費等、小分類：AUP費（新設））
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務経理・掛金・運用資産・給付・残高に係るチェック項目 ➢ 実施頻度はそれぞれの項目で毎事業年度実施するもの（毎期手続）と実施次年度以降交互に実施するもの（重点領域1・重点領域2）に分かれます。

	チェック内容
業務経理	1 （事務費）未収掛金及び掛金収入の正確性の確認
	2 現金・預金残高の正確性と網羅性の確認
	3 預り金、引当金、未払金、未払業務委託費、借入金等（その他）の負債の正確性と網羅性の確認
	4 経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認
	5 貯蔵品（切手、印紙等）管理の適切性と記帳の正確性と網羅性
	6 資金移動の記帳の正確性と網羅性、妥当性の確認
掛金	7 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認
	8 未収掛金及び掛金収入の正確性の確認
	9 未収掛金の回収可能性の確認
運用資産	10 運用資産の実在性及び記帳の正確性の確認
	11 運用資産の評価の妥当性の把握（時価等の入手ができないもの）
給付	12 給付請求と支払に関する内部統制の整備・運用状況の確認
	13 給付支払金額の正確性の確認
残高	14 残高確認状の送付と確認

2020年度(2020年4月～2021年3月)より対象基金となりますので、契約を締結しました。(第6回代議員会でご承認いただいております。)

年間費用は、時間単価 20,000 円×30 時間＝600,000 円(税別)と見積もっています。



合意された手続業務契約書



合意された手続業務契約書

鹿児島県病院企業年金基金（以下「年金基金」という。）といちご公認会計士共同事務所（以下「業務実施者」という。）は、合意された手続業務（以下「本業務」という。）につき、以下のとおり契約する。

第1条（本業務の目的）

年金基金は、次項に定める依頼目的のために、業務実施者に、本契約に従い、日本公認会計士協会が公表した専門業務実務指針4464「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して合意された手続を実施し、その結果を年金基金の理事長及び常務理事（以下併せて「業務依頼者」という。）に報告することを依頼し、業務実施者はこれを受託する。

2. 年金基金が本業務を依頼する目的は、『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号。）別紙2 確定給付企業年金の事業運営基準 2. 企業年金基金の組織及び運営に関する事項（4）監事 ③ イ.」に基づき、その結果を監事の監査に活用して監事の監査の充実を図るために、業務依頼者並びに年金基金の監事、理事、代議員及び従事者（以下併せて「業務依頼者等」という。）が利用すること（以下「依頼目的」という。）である。

第2条（実施する手続）

業務実施者は、年金基金の業務に関連する情報（以下「業務の対象とする情報等」という。）を対象として、本契約書別紙1に記載した手続を実施する。

第3条（本業務の性質及び限界）

年金基金及び業務依頼者等は、第1条に定める本業務の目的及び第2条に定める実施する手続について理解した上で、次に掲げる事項を了解する。

- 一 本業務は、財務諸表その他の過去財務情報に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠して行われるものではなく、また、過去財務情報以外の情報等に対する合理的保証又は限定的保証の結論を目的とした、一般に公正妥当と認められる保証業務の基準に準拠して行われるものでもないこと。したがって、業務実施者は、手続実施結果から導かれる結論の報告も、保証の提供もしないこと。
- 二 業務実施者が一般に公正妥当と認められる監査の基準若しくはレビューの基準に準拠して財務諸表その他の過去財務情報の監査若しくはレビューを実施した場合、一般に公正妥当と認められる保証業務の基準に準拠して過去財務情報以外の情報等に対する保証業務を実施した場合、手続を追加して実施した場合、又は手続の範囲を拡大した場合には、報告すべき事項が新たに発見される可能性があること。
- 三 本業務は、業務を対象とする情報等のみを対象とするものであり、実施結果の報告において、全体としてのいかなる過去財務情報にも、過去財務情報以外の情報等にも、言及するものではないこと。

第4条（業務実施者の責任）

業務実施者は、依頼目的に則して合意された手続を実施し、その実施結果を業務依頼者に報告する。

2. 業務実施者は、日本公認会計士協会が公表した倫理規則、独立性に関する指針（第2部）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して本業務を実施する。また、業務実施者は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針及び手続並びにその文書化を含む品質管理のシステムを整備及び運用して本業務を実施する。
3. 業務実施者は、合意された手続以外の手続を実施する責任を負わないものとする。また、業務実施者は、実施される手続の種類、時期及び範囲の決定について責任を負わず、手続を誤って適用した場合や事実と異なる結果報告をした場合に限り、責任を負う。

第5条（年金基金及び業務依頼者等の責任）

年金基金及び業務依頼者等は、前条の業務実施者の責任を理解するとともに、業務依頼者の責任に関し、次に掲げる事項を理解する。

- 一 業務依頼者は、実施される手続の種類、時期及び範囲を決定し、業務実施者から報告された手続実施結果に基づき、結論を自ら導く責任を負うこと。
- 二 業務依頼者は、業務実施者が効率的かつ適切に本業務を実施できるよう業務実施者に全面的に協力すること。
- 三 業務依頼者は、業務実施者に以下を提供すること。
 - ア 本業務の実施のために必要と認められる全ての情報
 - イ 本業務の実施のために、業務依頼者である総合型基金の理事者並びに総合型基金の理事、代議員、監事及び従事者への制限のない質問や面接の機会
2. 年金基金及び業務依頼者は、業務実施者が実施結果報告日に、業務依頼者から確認書を入手することを了解する。
3. 年金基金及び業務依頼者等は、年金基金の監事、理事、代議員及び従事者が、実施される手続の種類、時期及び範囲を判断し、業務実施者から報告された手続実施結果に基づき、結論を自ら導く責任を負うことを了解する。

第6条（実施結果報告書の想定される様式及び内容）

業務実施者は、特段の事情のない限り、専門業務実務指針4464「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」付録1の様式及び内容に基づき、実施結果報告書を作成することにつき年金基金及び業務依頼者等は了解する。

第7条（業務執行責任者及びその他の主な従事者）

業務実施者は、本業務の業務執行責任者として以下の者を選任したことを、本契約書をもって年金基金に通知する。

公認会計士 通 山 芳 之

2. 業務実施者における業務執行責任者以外の本業務の主な従事者の氏名及び資格は、以下に掲げるとおりとする。

公認会計士 重 久 善 一

第8条（実施結果報告書の提出期限）

業務実施者の実施結果報告書の提出期限は、2021年6月30日とする。

第9条（守秘義務）

業務実施者は、業務上知り得た年金基金、業務依頼者及びその関係者の情報（以下「秘密情報」という。）を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。ただし、以下の情報は秘密情報から除くものとする。

- 一 開示された時点で、既に公知となっていたもの
- 二 開示された後で、業務実施者の責めに帰すべき事由によらず公知となったもの
- 三 開示された時点で、既に業務実施者が保有していたもの
- 四 業務実施者が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの

2. 年金基金及び業務依頼者は、前項の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。

- 一 業務実施者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合
- 二 業務実施者が、訴訟、調停又は審判等において職業上の利益の擁護のために必要な場合

第10条（資料等の帰属）

業務実施者が本業務遂行上入手若しくは作成した業務依頼者に関する諸資料、又は質問若しくは確認に対する回答書等で業務依頼者に対して返還を予定していないものについては、業務実施者の所有とする。

第11条（実施結果報告書の配布及び利用制限）

年金基金及び業務依頼者等は、実施結果報告書及びその記載内容を依頼目的以外の目的に使用してはならない。また、年金基金及び業務依頼者等は、実施結果報告書及びその記載内容を業務依頼者並びに年金基金の監事、理事、代議員及び従事者以外の者に配布又は伝達してはならず、また、利用させてはならない。

第12条（業務実施者との連絡に当たる年金基金の役員又は従事者）

年金基金において、業務実施者との連絡に当たる役員又は従事者の氏名及び役職名又は所属部課は、以下に掲げるとおりとする。

常務理事 乙 顔 伊久磨

第13条（見積時間数並びに従事場所、時期及び日程）

業務実施者の本業務の見積時間数（以下「見積時間数」という。）については、業務実施者が定める計画に従い、次のとおりとする。

業務執行責任者	15 時間
公認会計士	10
その他	5
計	30 時間

2. 本業務の従事場所、時期及び日程については、業務実施者の申出に従い、年金基金と業務実施者の間で、別途協議する。

第14条（報酬及び経費の負担）

年金基金は、業務実施者に、見積時間数に請求報酬単価を乗じた金額を、本業務の報酬として支払う。

2. 見積時間数を算定した時点で想定していなかった事由を原因として執務時間数が見積時間数を超える見込みとなった場合には、業務実施者は、年金基金に遅滞なく通知し、当該原因となった事由、それによる業務実施者が実施すべき手続への影響等について説明する。
3. 前項の場合には、必要となる業務実施者の経験や能力及び増加した執務時間数に基づき、報酬額の改定について双方誠意をもって協議を行うものとする。
4. 支払の時期は、年金基金と業務実施者が別途協議して決定する。
5. 業務実施者が本業務を実施するために必要な交通費、宿泊費等の経費の負担は、年金基金と業務実施者が別途協議して決定する。

第15条（反社会的勢力の排除）

年金基金及び業務実施者は、相手方に対し、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約有効期間にわたって該当しないことを確約する。

- 一 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 二 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - 四 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 五 役員又は運営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 年金基金及び業務実施者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約する。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

第16条（契約の解除・終了）

次の各号に該当する場合、業務実施者は年金基金に対し、何らの催告をすることなく本契約を直ちに解除することができる。この場合において、年金基金は、本業務着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、本業務着手後においては契約した報酬の全額を業務実施者に支払うものとする。なお、年金基金は、本項に基づき本契約が解除された場合、定められた支払の時期にかかわらず、業務実施者が請求した報酬の全額を直ちに支払うものとする。

一 年金基金の責めに基づき本契約の履行が不可能になった場合

二 年金基金が、法令、年金基金の規約その他の遵守すべき規則又は規程を遵守しない場合

三 年金基金が、その資産の保有等に関する適切な内部統制の整備又は法的若しくは物理的な措置をとらない場合

四 年金基金の役員又は従事者が業務実施者の業務遂行に誠実に対応しない場合等、業務実施者の年金基金に対する信頼関係が著しく損なわれた場合

五 年金基金又は年金基金の役員又は従事者が、財務諸表又は財務情報等が監査、レビューを受け保証されたものであるとの誤解を与える表明を行う等本契約に定める年金基金の義務に違反した場合

六 年金基金が厚生労働大臣より解散命令を受けた場合

2. 業務実施者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、年金基金は本契約を解除することができる。この場合において、業務実施者は、既に受領した報酬を年金基金に返還するものとする。

3. 年金基金及び業務実施者の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。

4. 前三項にかかわらず、年金基金又は業務実施者は、相手方が、前条各項の表明又は確約に違反した場合には、何らの催告をすることなく、本契約を直ちに解除することができる。この場合において、当該解除をした者は、相手方に対して損害を賠償することは要さない。また、当該解除をされた者は、かかる解除により相手方に損害を生じさせたときは、相手方に対して全ての損害を賠償するものとする。さらに、報酬については、当該解除をされた者の責めに基づき本契約の履行が不可能になった場合の解除に準じて、本条第1項又は第2項を適用する。

5. 本契約における、第9条、第11条、本条、第17条、第18条及び第19条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第17条（業務実施者の責任上限額及び過失相殺）

業務実施者は、本契約の履行に伴い業務実施者の責めに帰すべき事由に基づき生じた年金基金の損害について、本契約に関して業務実施者に支払われる報酬額を賠償総額の限度として賠償する責めを負う。ただし、業務実施者に悪意又は重大な過失があった場合はこの限りでない。

2. 前項において、業務実施者が年金基金に対して損害賠償責任を負う事由に関し、年金基金の役員又は従事者に過失あるときは、業務実施者の損害賠償の金額を定める際に斟酌し減免するものとする。

第18条（裁判の管轄）

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条（その他）

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、当事者各1通を保有する。

2020年3月31日

鹿児島市東千石町1番38号 鹿児島商工会議所ビル8階
鹿児島県病院企業年金基金

理事長 小田原良治



鹿児島市武1丁目22番13号
いちご公認会計士共同事務所

公認会計士 重久善一



別紙1 合意された手続

項目	チェックポイント	合意された手続
1. (事務費) 未収掛金及び掛金収入の正確性の確認		
2. 現金・預金残高の正確性と網羅性の確認	2-1 現金の手許残高と帳簿残高は一致しているか。(毎期)	<ul style="list-style-type: none"> 2020年6月30日、9月30日、12月31日、2021年3月31日時点の現金の現金出納帳残高(業務経理)及び現金・預貯金残高一覧表残高が一致していることを確かめる。 上記時点の現金・預貯金残高一覧表上に常務理事(又は上席者)の押印がなされていることを確かめる。
	2-2 金融機関等の発行した書類(預金通帳、残高証明、取引明細等)と会計帳簿の残高は一致しているか。(毎期)	<ul style="list-style-type: none"> 2021年3月31日時点の各銀行口座の預金通帳残高、銀行残高証明書及び現金・預貯金残高一覧表に記載されている各銀行の口座ごとの残高が一致していることを確かめる。 2020年6月30日、9月30日、12月31日は銀行残高証明書との確認は行わない。
3. 預り金、引当金、未払金、未払業務委託費、借入金等(その他)の負債の正確性と網羅性の確認		
4. 経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認	4-3 全ての経費は基金が定めた決裁区分による決裁を受けているか。(毎期)	<ul style="list-style-type: none"> 実地確認時に任意に指定する決裁に常務理事(又は上席者)の押印がなされていることを確かめる。 当該決裁紙面上の決裁金額と該当の請求書上の金額及び総勘定元帳上の記帳金額が一致することを確かめる。
5. 貯蔵品(切手・印紙等)管理の適切性と記帳の正確性と網羅性	5-1 貯蔵品管理表等が作成され、貯蔵品が管理されているか。(毎期)	<ul style="list-style-type: none"> 2020年6月30日、9月30日、12月31日、2021年3月31日時点の貯蔵品管理表上に常務理事(又は上席者)の押印がなされていることを確かめる。
6. 資金移動の記帳の正確性と網羅性、妥当性の確認	6-1 預金口座等の出入金額と年金経理からの繰入金金額は一致しているか。(毎期)	<ul style="list-style-type: none"> 2020年4月1日から2021年3月31日までの年金経理から業務経理繰入のための預金通帳上の出金額、業務経理における預金通帳上の入金額、年金経理及び業務経理それぞれの総勘定元帳上の記帳金額の一致を確かめる。また、年金経理からの繰入額が繰入承認額の範囲内であることを確かめる。 ※当基金では年金経理から業務経理への繰入れは行っていない(ゼロで報告)
	6-2 年金経理からの繰入金と、年金経理における業務経理への繰入金金額は一致しているか。(毎期)	
7. 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認	7-7 納入告知を行った金額と債権管理簿の掛金等債権額の増加額は一致しているか。(毎期)	<ul style="list-style-type: none"> 実施確認時に任意に指定する納入告知書の金額と事業所別調定額一覧表(債権管理簿)の金額の一致を確かめる。 事業所別調定額一覧表(債権管理簿) ○年○月、○年○月 納入告知書 事業所No.××、告知日 ○年○月○日 事業所No.××、告知日 ○年○月○日 実地確認時に任意に指定する事業所別調定額一覧表(債権管理簿)の合計金額と債権管理簿(総括)の掛金の調定額の一致を確かめる。 ○年○月、○年○月
	7-11 収納済額と総勘定元帳の現金預金の金額は一致しているか。(毎期)	<ul style="list-style-type: none"> 実地確認時に任意に指定する預金通帳の入金額と総勘定元帳における現金預金の金額の一致を確かめる。 ○年○月○日入金(○月入金分) ○年○月○日入金(○月入金分)・・・
8. 未収掛金及び掛金収入の正確性の確認		
9. 未収掛金の回収可能性の確認	9-1 滞留している未収掛金はないか。滞留している未収掛金が生じている場合、適切に評価されているか。(毎期)	<ul style="list-style-type: none"> 滞納事業所管理表(又は滞納事業所一覧)に記載される1年以上滞留している債権の金額を手続結果として報告書又は報告書別紙に記載する。

項目	チェックポイント	合意された手続
		<ul style="list-style-type: none"> 2021年3月31日時点の滞納事業所管理表（又は滞納事業所一覧）に常務理事（又は上席者）の押印がなされていることを確かめる。
10. 運用資産の実在性及び記帳の正確性の確認	10-1 資産管理運用機関からの報告書と年金基金会計帳簿との一致を確かめる。（毎期）	(信託資産) <ul style="list-style-type: none"> 2020年6月30日、9月30日、12月31日、2021年3月31日時点の総勘定元帳と年金信託財産に関する報告書の資産額が一致していることを確かめる。 (保険資産) <ul style="list-style-type: none"> 2020年6月30日、9月30日、12月31日、2021年3月31日時点の総勘定元帳と保険会社の「保有資産に関するご報告」の資産額が一致していることを確かめる。
11. 運用資産の評価の妥当性の把握（時価等の入手ができないもの）	11-1 資産管理運用機関が管理する運用資産に他の資産管理運用機関（契約金融商品取引業者を含む。）から入手した価格でのみ評価している資産が存在しているか確認する。なお、監査法人等から年次報告書付きの監査報告書の直送を受けている資産を除く。（毎期）	(該当資産がない場合) <ul style="list-style-type: none"> 資産管理運用機関に対して該当資産がないことを確認状を送付し確かめる。 (該当資産がある場合) <ul style="list-style-type: none"> 他の資産管理運用機関（契約金融商品取引業者を含む。）から入手した価格でのみ評価している資産の明細について資産管理運用機関に確認状を送付し確かめる。
12. 給付請求と支払に関する内部統制の整備・運用状況の確認	12-4 裁定処理によって決裁された給付額と給付指図書の内容は一致しているか。（毎期）	<ul style="list-style-type: none"> 実地確認時に任意に指定する決裁された給付額と給付指図書の給付額の一致を確かめる。 受給権者番号 ×× 権利取得日 ○年○月○日 受給権者番号 ×× 権利取得日 ○年○月○日
	12-5 受託機関に送付している給付指図書の金額と受託機関から送付を受けた出金実行報告書の内容は一致しているか。（毎期）	(受託業務に係る内部統制の保証報告書を受領している場合) <ul style="list-style-type: none"> 三菱UFJ信託銀行株式会社の受託業務に係る内部統制の保証報告書に記載される統制目的Ⅲ. C. 2. (2)（委託者より受領した通知書・指図書類が正確、網羅的かつ適時にシステムに登録されることを合理的に保証する手続）の手続結果に除外事項が生じていないことを確かめる。
	12-6 受給者の現況確認結果を受給権者台帳に反映させているか。（毎期）	<ul style="list-style-type: none"> 実地確認時に任意に指定する月の現況確認が行われていることを現況届送付受給者一覧表で確認するとともに同一一覧表に常務理事（又は上席者）の押印がなされていることを確かめる。 ○○年○月、○○年○月 実地確認時に任意に指定する受給者の現況確認結果が年金制度管理情報サービスの「現況届確認記録：詳細」画面に反映されているか確かめる。 受給者No. ×××、×××
13. 給付支払金額の正確性の確認		
14. 残高確認状の送付と確認	14-1 銀行預金残高、信託資産残高、保険資産残高と勘定残高が一致しているか。（毎期）	<ul style="list-style-type: none"> 2021年3月31日時点の銀行預金残高、信託資産残高、保険資産残高と各種残高確認状による残高確認結果の合計金額の一致を確かめる。

2019年2月28日付、日本公認会計士協会業種別委員会(実務指針:第62号)、専門業務実務指針4464「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」に基づき公開された契約書様式例を基に作成しています。

報告第7号 業務経理の余裕金の運用について

確定給付企業年金(基金型)の「業務経理における余裕金の運用」について、平成25年10月28日年企発第2号の改正通知が発出され、「運用方法」や「意思決定手続き」等が明確化されておりますが、当基金においては、業務経理の余裕金を国内債券等で運用せず、定期預金で運用しておりますので、問題ないことをご報告いたします。

<ご参考>

- 確定給付企業年金(基金型)の「業務経理における余裕金の運用」について、平成25年10月28日年企発1028第2号(「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)の一部改正)の改正通知が発出され、「運用方法」や「意思決定手続き」等が明確化されました。
- 改正通知の主な内容
 - 1. 国内債券等での運用方法
 - 《対象となる国内債券等の範囲(投資基準)》
 - ・ 円建てで発行された為替リスクが無い債券等であること。
 - ・ 当該債券等の信用格付けが「A」格以上であること。
 - 《運用のモニタリング》
 - ・ 原則として、理事会等の都度、少なくとも年2回以上、保有債券等の信用格付について、上記「投資基準」を満たしているか検証。
 - ・ 検証の結果、「投資基準」を満たさなくなった場合は、売却の選択肢も含め、以下の「意思決定手続き等」に即して、適切な対応を行う。
 - 2. 意思決定手続き等
 - ・ 業務経理の余裕金の運用に関する基金内の責任者を定めること。
 - ・ 投資(売買)に際して、理事会等の事前承認を得る等、あらかじめ組織内で定めた意思決定手続きにより行うこと。
 - ・ 運用状況(運用残高、内訳、保有債券等の信用格付等)を理事会等・代議員会へ報告すること。
 - 3. 「業務経理の余裕金の運用方法」には「公社債投資信託」が含まれる。

報告第8号 民法改正に伴う基金規約への影響について

2020年4月1日に「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号)が施行されたことに伴う基金規約へ影響が及ぶ可能性がある事項は以下の2点です。

(1) 受給権の消滅時効

当基金では、時効について基金規約第54条で、「受給権の消滅時効については、民法(明治29年法律第89号)の規定を適用する。」としています。
例えば「受給権を取得したときから10年…」など、直接内容を規定していないので、改正による規約変更の必要はありません。

民法改正前後のDB給付の時効				
	改正民法(新)		現行民法(旧)	
	根拠条項	消滅時効	根拠条項	消滅時効
年金給付 (基本権)	第168条 第1項	次のいずれか早い方 ① 権利を行使できることを知った時から10年間 ② 権利を行使することができる時から20年間	第168条	次のいずれか早い方 ① 第1回の支払日から20年間 ② 最後の支払日から10年間
年金給付 (支分権)	第166条 第1項	次のいずれか早い方 ① 権利を行使できることを知った時から5年間 ② 権利を行使することができる時から10年間	第169条	それぞれの支払日から5年間
一時金給付		次のいずれか早い方 ① 権利を行使できることを知った時から5年間 ② 権利を行使することができる時から10年間	第167条	受給権を取得した時から10年間

- ・年金給付の基本権とは、年金給付を受ける権利をいいます。
- ・年金給付の支分権とは、年金の支払期月に各期の給付を受ける権利をいいます。

(2) 法定利率の見直し

今般の改正前の法定利率は年5%の固定利率でしたが、2020年4月からは年3%の変動制が導入され、3年毎に見直されます。

当基金規約の掛金の納付に関する第75条第4項で、「前項の規定により督促を受けた事業主が、督促状に指定された期限までに掛金を納付しなかった場合、当該事業主が納付すべき掛金の額につき、民法第404条及び第419条の規定により算定した損害賠償の額(以下この条において「遅延損害金」という。)を、掛金と併せて納付する。ただし、掛金を納付しないことにつきやむを得ない事情があると認められる場合、又は遅延損害金が100円未満となる場合は、この限りでない。」としています。

上記(1)と同様、利率を直接規定していないので、改正による規約変更の必要はありません。

